

# 官報

号外 昭和五十四年六月一日

## ○第八十七回 参議院會議録第十六号

昭和五十四年六月一日(金曜日)  
午前十時四十分開議

○議事日程 第十六号

昭和五十四年六月一日

午前十時開議

第一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(第八十四回国会内閣提出、第八十七回国会衆議院送付)

第二 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 昭和五十二年一般会計歳入歳出決算、昭和五十二年特別会計歳入歳出決算、昭和五十二年国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十二年度政府関係機関決算書

第五 昭和五十二年国庫債務負担行為の状況(地方財政状況について)

第六 昭和五十二年国庫債務負担行為の状況(地方財政状況について)

第七 昭和五十二年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(衆議院送付)

第八 昭和五十二年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(衆議院送付)

昭和五十四年六月一日 参議院會議録第十六号

第九 昭和五十二年度特別会計予算総則第十一

条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管

経費増額調書(その2)(衆議院送付)

第一〇 昭和五十二年一般会計予備費使用総

調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(衆議院送付)

第一一 昭和五十二年度特別会計予備費使用総

調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(衆議院送付)

第一二 昭和五十二年度特別会計予算総則第十

一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所

管経費増額調書(その1)(衆議院送付)

第一三 昭和五十二年一般会計国庫債務負担

行為の状況(地方財政状況について)

第一四 昭和五十二年度特別会計国庫債務負担

行為の状況(地方財政状況について)

第一五 昭和五十二年一般会計国庫債務負担

行為の状況(地方財政状況について)

○本日の会議に付した案件

一、国土審議会委員の選挙  
以下 議事日程のとおり

○議長(安井謙吉) これより会議を開きます。

この際、国土審議会委員六名の選挙を行います。

○戸塚進也君 国土審議会委員の選挙は、その手

続を省略し、議長において指名することの動議を

提出いたします。

○大塚喬君 私は、ただいまの戸塚君の動議に賛

成をいたします。

○議長(安井謙吉) 戸塚君の動議に御異議ござい

ませんか。

○議長(安井謙吉) 御異議ないものと認めます。

よって、議長は、国土審議会委員に金丸三郎

君、國田清充君、山内一郎君、小柳勇君、矢原秀

男君、立木洋君を指名いたします。

○議長(安井謙吉) 日程第一 核原料物質、核燃

料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改

正する法律案(第八十四回国会内閣提出、第八十

七回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。科学技術振興

対策特別委員長堀出啓典君。

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、原子力の平和利用及び安全の確

保を図りつつ核燃料物質の再処理を計画的に進

めるため、核燃料物質の再処理の事業につい

て、指定制度を設けることによりその再処理の

事業を行うことができる者の範囲を拡大すると

ともにその規制の充実強化を図ろうとするもの

であつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議  
政府は、本法の施行にあたり、次の諸点につい

て適切な措置を講ずべきである。

一、核拡散を防止しつつ原子力の平和利用を推進

するとのわが国の基本的立場を国際的に貫くよ

う最大限の努力を払い、使用済燃料の再処理を

中心とした自主的な核燃料サイクルの確立に努

めること。

二、いわゆる第二再処理工場の運転開始までには

十年以上という長期間を要することにかんが

み、施設の建設等にあたつては、この間の内外

の諸情勢の変化等に配慮しつつ、原子力委員会

及び原子力安全委員会の意見を十分に尊重して

慎重に対処すること。

三、再処理事業の実施にあつては安全基準の整

備等によつて安全の確保に万全の措置を講ずる

とともに、再処理工場の運転についても周辺環

境への影響等に十分留意して行うこと。

四、再処理工場の建設及び運転のために自主技術

の開発を推進し、動力炉・核燃料開発事業団に

おいて蓄積された技術と経験を十分活用すると

ともに、技術者の養成、訓練に努めること。

五、再処理工場から発生する放射性廃棄物の処理

処分の技術に関する研究開発を一層推進するこ

昭和五十四年六月一日 参議院會議録第十六号 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

六、再処理事業の実施にあつては、平和目的に限るとの基本方針を堅持し、国内保障措置の一層の充実を図ること。  
右決議する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案  
第八十四回国会、第八十五回国会及び第八十六回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。  
昭和五十四年二月二十七日

参議院議長 安井 謙殿  
衆議院議長 灘尾 弘吉

(小字は衆議院修正)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四条を次のように改める。

(事業の指定等)

第四十四条 動力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力研究所(日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)第二十二条第二項の認可を受けて再処理事業を行う場合に限る。以下この章において同じ。)以外の者で再処理事業を行おうとするものは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の指定を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。  
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
二 再処理設備及びその附属施設(以下「再処理

施設」という。)を設置する工場又は事業所の名称及び所在地  
三 再処理を行う使用済燃料の種類及び再処理能力  
四 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法  
五 再処理施設の工事計画  
六 使用済燃料から分離された核燃料物質の処分方法  
3 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、再処理事業を行おうとするときは、政令で定めるところにより、その再処理施設の設置について内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

4 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、前項の承認を受けようとするときは、第二項第二号から第六号までに掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。  
第四十四条の次に次の三條を加える。  
(指定の基準等)  
第四十四条の二 内閣総理大臣は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。  
一 再処理施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。  
二 その指定をすることによつて原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。  
三 その事業を適確に遂行するに足る技術的能力及び経理的基礎があること。  
四 再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。  
2 内閣総理大臣は、前条第三項の承認の申請があつた場合においては、その申請が前項第四号

に適合していると認めるときでなければ、同条第三項の承認をしてはならない。  
3 内閣総理大臣は、前条第一項の指定又は同条第三項の承認をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号、第二号及び第三号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については原子力委員会、同項第三号(技術的能力に係る部分に限る。)及び第四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならない。  
(指定の欠格事項)  
第四十四条の三 次の各号の一に該当する者には、第四十四条第一項の指定を与えない。  
一 第四十六条の七第二項の規定により第四十四条第一項の指定を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者。  
二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることなくなつた後、二年を経過していない者  
三 禁治産者  
四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号の一に該当する者のあるもの  
(変更の許可及び届出等)  
第四十四条の四 第四十四条第一項の指定を受けた者(以下「再処理事業者」という。)は、同条第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。  
2 再処理事業者は、第四十六条の六第一項に規定する場合を除き、第四十四条第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣

に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。  
3 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、第四十四条第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。  
4 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、第四十四条第二項第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。  
5 第四十四条の二の規定は、第一項の許可又は第三項の承認に準用する。  
第四十五条第一項中「行なう」を「行う」に、「又は前条ただし書の場合における日本原子力研究所をいう。」を「及び日本原子力研究所を含む。第四十六条の三、第四十六条の五から第四十六条の七まで、第六十五条及び第六十六条を除き、」に、「再処理設備及びその附属施設(以下「再処理施設」という。)」を「再処理施設」に改める。  
第四十六条の見出しを「(使用前検査)」に改め、同条第一項中「工事」の下に「及び性能」を加え、同条第二項を次のように改める。  
2 前項の検査においては、再処理施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。  
一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。  
二 その性能が総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。  
第四十六条の次に次の六條を加える。  
(定期検査)  
第四十六条の二 再処理事業者は、再処理施設の

に適合していると認めるときでなければ、同条第三項の承認をしてはならない。  
3 内閣総理大臣は、前条第一項の指定又は同条第三項の承認をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号、第二号及び第三号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については原子力委員会、同項第三号(技術的能力に係る部分に限る。)及び第四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならない。  
(指定の欠格事項)  
第四十四条の三 次の各号の一に該当する者には、第四十四条第一項の指定を与えない。  
一 第四十六条の七第二項の規定により第四十四条第一項の指定を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者。  
二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることなくなつた後、二年を経過していない者  
三 禁治産者  
四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号の一に該当する者のあるもの  
(変更の許可及び届出等)  
第四十四条の四 第四十四条第一項の指定を受けた者(以下「再処理事業者」という。)は、同条第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。  
2 再処理事業者は、第四十六条の六第一項に規定する場合を除き、第四十四条第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣

うち政令で定めるものの性能について、内閣総理大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、その再処理施設の性能が総理府令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

(事業開始等の届出)

第四十六條の三 再処理事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(使用計画)

第四十六條の四 再処理事業者は、総理府令で定めるところにより、再処理施設の使用計画を作成し、内閣総理大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(合併)

第四十六條の五 再処理事業者である法人の合併の場合(再処理事業者である法人と再処理事業者でない法人が合併する場合において、再処理事業者である法人が存続するときを除く。)において当該合併について内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、再処理事業者の地位を承継する。

2 第四十四條の二第一項第一号から第三号まで及び第三項並びに第四十四條の三の規定は、前項の認可に準用する。

(相続)

第四十六條の六 再処理事業者について相続があったときは、相続人は、再処理事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により再処理事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第四十六條の七 内閣総理大臣は、再処理事業者

が正当な理由がないのに、総理府令で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第四十四條第一項の指定を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、再処理事業者が次の各号の一に該当するときは、第四十四條第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第四十四條の三第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 第四十四條の四第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三 第四十九條の規定による命令に違反したとき。

四 第五十條第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第五十一條第二項において準用する第二十二條の五の規定による命令に違反したとき。

六 第五十八條の二の規定に違反したとき。

七 第五十九條の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第六十一條の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

九 第六十二條第一項又は第二項の条件に違反したとき。

十 原子力損害の賠償に関する法律第六條の規定に違反したとき。

第四十九條中「再処理施設の保全若しくは再処理設備の操作又は」を「再処理施設の性能が第四十六條の二第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は再処理施設の保全、再処理設備の操作若しくは」に改める。

第五十條の次に次の一条を加える。

(再処理施設の解体)

第五十條の二 再処理事業者(第六十六條第一項に規定する者のうち再処理事業者に係る者を含む。次項において同じ。)は、再処理施設を解体しようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、再処理事業者に対し、再処理施設の解体の方法の指定、使用済燃料による汚染の除去その他使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

第六十二條第二項中「第三條第一項」の下に「若しくは第四十四條第一項を加え、」を「付する」に改める。

第六十五條第一項中「若しくは加工事業者」を「加工事業者若しくは再処理事業者」に改め、

「加工事業者の下に、再処理事業者」を加え、

同条第二項中「第三條第一項」の下に「若しくは第四十四條第一項を加え、同条第三項中「又は原子炉設置者」を「原子炉設置者」に改め、

「承継がなかつたときは」を「承継がなかつたとき、又は再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六條の五第一項若しくは第四十六條の六第一項の規定による承継がなかつたときは」に改める。

第六十六條第一項中「第十條」の下に「若しくは第四十六條の七」を、

「製錬事業者」の下に「若しくは再処理事業者」を加え、

同条第三項中「若しくは加工」を「加工若しくは再処理」に改め、

「原子炉設置者」の下に「再処理事業者」を加える。

第六十七條の二第二項中「第四十六條」の下に「第四十六條の二」を加える。

第六十九條第一項中「第三十三條」の下に「第四十六條の七」を加える。

第七十一條第五項中「若しくは第二十條を」第二十條、第四十四條第一項、第四十四條の四第一

項、第四十六條の五第一項若しくは第四十六條の七」に改め、「第十三條第一項の許可」の下に「若しくは第四十四條第一項の指定」を加え、同条第六項中「申請者を含む。」の下に「又は当該再処理事業者(第四十四條第一項の指定の申請者を含む。)」を加え、同条第七項中「若しくは第二十二條の五」を「第二十二條の五(第五十一條第二項において準用する場合を含む。)、第四十九條、第五十條第一項若しくは第三項若しくは第五十條の二第二項」に改め、「加工事業者」の下に「若しくは再処理事業者」を加え、

「若しくは第二十二條の二第二項」を「第二十二條の二第二項(第五十一條第二項において準用する場合を含む。)、第四十四條の四第二項、第四十六條の三、第四十六條の四、第四十六條の六第二項若しくは第五十條の二第二項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所が行う再処理の事業に係る処分、命令、届出又は報告については、この限りでない。

第七十一條第九項中「又は加工事業者」を「加工事業者又は再処理事業者」に改め、

「内閣総理大臣及び通商産業大臣」の下に「再処理の事業を行う場合における動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所に対するものにあつては、内閣総理大臣」を加え、

「再処理事業者を削る。」

第七十二條第二項中「第三條第一項」の下に「若しくは第四十四條第一項」を、

「第三十九條第一項若しくは第二項」の下に「第四十四條の四第一項」を、

「第十條」の下に「若しくは第四十六條の七」を加える。

第七十四條の二第一項第一号中「第三條第一項」の下に「及び第四十四條第一項」を加え、

同項第二号中「及び第三十九條第一項」を「第三十九條第一項及び第四十四條の四第一項」に改め、

同号の次に次の一号を加える。

二の二 第四十四條第三項及び第四十四條の四第三項の規定による承認

昭和五十四年六月一日 参議院會議録第十六号

第七十四条の二第二項第三号中「及び第三十一

条第一項」を、第三十一條第一項及び第四十六

条の五第一項に改め、同項第四号中「第十條第

一」の下に「及び第四十六條の七第一項」を加え

「及び同条第二項」を並びに第十條第二項及び第

四十六條の七第二項に改める。

第七十五條第一号中「第三條第一項」の下に「又

は第四十四條第一項」を加え、同条第二号中「第三

十九條第一項若しくは第二項」の下に「第四十四

条の四第一項」を加え、同条第六号を第七号と

し、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、

第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十四條第三項又は第四十四條の四第三

項の承認を受けようとする者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案 農業者年金基金法の

四十四條の四第二項若しくは第四項、第四十六

條の六第二項」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に動力炉・核燃料

開発事業団が設置し、又は設置に着手している

再処理施設については、次項の規定により動力

炉・核燃料開発事業団が提出する書類に記載さ

れたところにより、この法律の施行の日はこの

法律による改正後の核原料物質、核燃料物質及

び原子炉の規制に関する法律(以下この条にお

いて「新法」という。第四十四條第三項の承認が

あつたものとみなして、新法の規定を適用す

る。

二の二 規制法第四十四條第一項の指定を受

けた者

〔提出啓典君登壇 拍手〕

○壇上啓典君 たいま議題となりました核原料

物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

の一部を改正する法律案につきまして、科学技術

振興対策特別委員会における審査の経過と結果を

御報告申し上げます。

本法律案は、動力炉・核燃料開発事業団及び日

本原子力研究所以外の者も、内閣総理大臣の指定

を受けた場合には、再処理事業を行うことができ

ることとするところにより、再処理事業を行うこと

ができる者の範囲を拡大するとともに、再処理事

業の規制に関し、その充実強化を図ろうとするも

のであります。

なお、本案については、衆議院において、原子

力委員会及び原子力安全委員会の意見の尊重義務

の規定について所要の修正が行われております。

委員会においては、内閣総理大臣の出席を求

にわたる附帯決議が行われました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙吉) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安井謙吉) 過半数と認めます。よって、

本案は可決されました。

○議長(安井謙吉) 日程第二 農業者年金基金法

の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員

長久次米健太郎君。

審査報告書

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年五月三十一日

農林水産委員長 久次米健太郎

参議院議長 安井 謙吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和五十四年度において、昨年

度の消費者物価上昇率が五パーセントを超えな

いような場合にも国民年金に準じて物価スライ

ドができるよう所要の改正を行うとともに加入

期限を逸し加入できなくなつて後継者の加入

救済措置を講じようとするものであつて、妥

当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に要する経費は、昭和五十四年度一

般会計予算に計上されている農業者年金等実施

費約四百三十八億円のうちから支出される。

附帯決議

政府は、本制度が農業者の老後生活の安定、農業経営の近代化及び食糧自給力の向上に果たす役割の重要性にかんがみ、政策年金として一層の整備充実を図られるよう次の事項の実現に努めるべきである。

一、農業者老齢年金については、年金給付開始までに、他の年金制度をも考慮しつつ、給付額の引上げに努め、農業者の老後生活の安定を期すること。  
二、次期財政再計算期において設定されるべき保険料については、本制度が政策年金であること、農家の負担能力の事情等を十分配慮して定め、必要に応じて、国庫助成の引上げに努めるとともに、現行の完全積立方式についても、他の公的年金の動向を参酌して検討を加えること。

三、本制度への加入促進対策として若年者の加入を一層促進するとともに、保険料軽減の対象たる特定後継者についてその要件の緩和に努めること。

四、離農給付金制度については、農地保有の合理化の観点から、その改善策を検討すること。

五、農業経営に占める主婦の地位の重要性、農家の家族経営の一体性及び保険料の掛捨て防止等の観点から、遺族年金制度を創設すること及び農業に専従的に従事する主婦等に対し年金加入への途をひろくすることについて検討すること。  
六、農業者年金の積立金の運用に当たっては、その実施方法について十分検討を加え、農業者への還元に配慮するよう努めること。  
七、本制度の円滑な運営が図られるよう末端における業務体制の整備充実を努めること。  
右決議する。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和五十四年五月二十二日

衆議院議長 渡尾 弘吉  
参議院議長 安井 謙殿

昭和五十四年六月一日 参議院会議録第十六号

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。  
附則第十條の二の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(年金給付の額の自動的改定措置)  
第十條の二 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)附則第二十二條の規定により国民年金法による年金たる給付(障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金を除く)の額を改定する措置が講ぜられる場合には、年金給付の額については、当該措置が講ぜられる月分以後、当該措置に準じて政令で定めるところにより改定する。

附則第十條の二の二を削る。  
附則  
(施行期日)  
第一條 この法律は、昭和五十四年七月一日から施行する。  
(経過措置)  
第二條 農業者年金基金法(以下「法」という。)第四十一條及び農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第五十六号)附則第三條第三項の規定の適用については、年金給付の額について改正前の法附則第十條の二の規定により講ぜられた改定は、改正後の同条の規定により講ぜられた改定とみなす。  
(後継者の加入の特例)  
第三條 国民年金の被保険者で次に掲げる要件のすべてに該当するもの(農業者年金の被保険者、経営移譲年金を受ける権利を有する者及び法第二十三條の規定により農業者年金の被保険者となることのできる者を除く)は、法第二十二條及び第二十三條の規定にかかわらず、農業者年金基金(以下「基金」という。)に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。  
一 大正八年七月三日から昭和十五年一月一日までの間に生まれた者であつて、次の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる日(以下「基準日」という。)において、

法第二十二條第一項の政令で定める面積以上の面積の農地等(農地法昭和二十七年法律第二百二十九号)第二條第一項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下同じ。)につき所有権又は使用収益権(法第二十二條第一項に

規定する使用収益権をいう。以下同じ。)に基づいて耕作又は養畜の事業を行つていた者(政令で定める者を除く。以下「特定農業者」という。)の直系卑属であつたもののうち、政令で定める要件に該当するものであること。

|                                                                      |            |
|----------------------------------------------------------------------|------------|
| 大正八年七月三日から大正九年一月一日までの間に生まれた者であつて、基金への申出の日(以下「申出日」という。)において六十歳未満であるもの | 昭和四十九年七月一日 |
| 大正九年一月二日から昭和十一年一月一日までの間に生まれた者                                        | 昭和五十年一月一日  |
| 昭和十一年一月二日から昭和十二年一月一日までの間に生まれた者                                       | 昭和五十一年一月一日 |
| 昭和十二年一月二日から昭和十三年一月一日までの間に生まれた者                                       | 昭和五十二年一月一日 |
| 昭和十三年一月二日から昭和十四年一月一日までの間に生まれた者                                       | 昭和五十三年一月一日 |
| 昭和十四年一月二日から昭和十五年一月一日までの間に生まれた者                                       | 昭和五十四年一月一日 |

二 法第二十七條又は第二十八條の規定により農業者年金の被保険者の資格を喪失したことがないこと。

三 基準日から申出日までの間(その間に国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第七條第二項第一号に該当したことがある場合(政令で定める要件に該当する場合に限る。))における同号に該当するに至つた日(その日が基準日前であるときは、基準日)から同号に該当しなくなつた日までの間を除く。国民年金の被保険者であつたこと。

四 基準日から申出日までの間に、法第五十七條の規定により農業者年金の被保険者でなかつたこととみなされる期間を有しないこと。

五 申出日において次のイ又はロに掲げる者であること。  
イ 特定農業者が農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行つてい

る場合にあつては、当該特定農業者の直系卑属であつて当該特定農業者がその事業の後継者として指定する一人の者  
ロ イに規定する場合以外の場合にあつては、基準日において特定農業者が所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供していた農地等のうちその二分の一を超える部分の農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行つた者

前項の規定による申出は、昭和五十四年十二月三十一日までにしなければならない。  
第一項の規定による申出をした者は、申出日に農業者年金の被保険者の資格を取得するものとす

る。  
第一項の規定による申出をした者は、基準日の属する月から申出日の属する月の前月までの期間

昭和五十四年六月一日 参議院會議録第十六号 農業者年金基金法の一部を改正する法律案 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

のうち、その者の国民年金の被保険者期間（農業者年金の被保険者期間を除く。以下「納付対象期間」という。）について、一月につき三千六百円を基金に納付することができる。

5 前項の規定による納付は、昭和五十五年十二月三十一日までにしなければならない。

6 第三項の規定により農業者年金の被保険者の資格を取得した者について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、当該規定に規定する同表の中欄に掲げる期間に、それぞれ同表の下欄に掲げる期間を算入する。

| 被保険者期間                                                                                      | 納付対象期間                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 法第二十二條第二項第二号及び第三号（法第二十三條第二項において準用する場合を含む。）第四十七條第二号、第五十二條から第五十四條まで並びに第五十六條                   |                       |
| 法第二十二條第二項第三号（法第二十三條第二項において準用する場合を含む。）                                                       | 短期被用者年金期間             |
| 法第二十六條第一項及び第四項（法第二十六條の二第二項（法第二十六條の三）において準用する場合を含む。）第二十六條の二第一項、第二十六條の三第一項、第四十一條各号並びに第四十七條第二号 | 特例短期被用者年金期間           |
| 法第四十四條各号、第四十八條、第五十二條から第五十四條まで及び第五十六條                                                        | 第四項の規定による納付がされた納付対象期間 |
| 第四項の規定による納付がされた納付対象期間                                                                       |                       |

備考 この表において「特例短期被用者年金期間」とは、国民年金法第七條第二項第一号に該当するに至つたため国民年金の被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合（第一項第三号の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその国民年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同条第二項第一号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。

7 第三項の規定により農業者年金の被保険者の資格を取得した者が法第五十三條の規定により脱退一時金の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となつた納付対象期間については、前項の規定を適用しない。

8 第一項第五号イに該当することにより同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者についての法第二十五條第五号、第四十二條第一項第二号イ及びロ並びに第四十七條第二号ロの規定の適用については、法第二十五條第五号中「第二十三條第一項第三号」とあるの

は「農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号。以下「改正法」という。）附則第三條第一項第五号イ」と、同号に規定する耕作又は養蚕の事業を行う者」とあるのは「改正法附則第三條第一項第一号の特定農業者」と、法第四十二條第一項第二号イ及びロ中「第二十三條第一項第三号」とあるのは「改正法附則第三條第一項第五号イ」と、法第四十七條第二号ロ中「第三号」とあるのは「改正法附則第三條第一項第五号イ」とする。

9 第四項の規定により納付された金額は、法附

則第十條の三第二項の規定の適用については、保険料とみなす。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四條 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第八條第四項中「年金たる保険給付」の下に「又は年金たる給付」を加え、同項に次の一号を加える。

六 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）附則第十條の一

（久次米健太郎君登壇、拍手）

○久次米健太郎君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、年金給付の額を物価の変動に応じて自動的に改定する措置を国民年金に準じて講ずるとともに、加入時期を逸し、加入できなくなつてゐる農業後継者について加入の救済措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、農業者年金の財政問題、構造政策とのかわり、保険料の設定及び積立金の運用のあり方、遺族年金の創設、特定後継者の要件の緩和等について質疑が行われました。質疑を終わし、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、青井理事から各会派共同の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。（拍手）

以上御報告いたします。（拍手）

○議長（安井謙吉） これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（安井謙吉） 総員起立と認めます。よつ

て、本案は全会一致をもって可決されました。

五三一

○議長（安井謙吉） 日程第三 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長三木忠雄君。

審査報告書

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年五月三十一日

運輸委員長 三木 忠雄  
参議院議長 安井 謙吉

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、近海海運業等に係る事業規模の縮小に伴い、離職船員が今後も引き続き発生すると予想される状況にかんがみ、就職促進給付金の支給に関する特別措置の対象となる離職船員の離職の日に関する期限を昭和五十八年六月三十日まで延長するものであり、妥当な措置と認める。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和五十四年五月二十二日  
衆議院議長 磯尾 弘吉  
参議院議長 安井 謙吉



船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「この法律の施行の日から起算して二年を経過する日」を「昭和五十八年六月三十日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔三木忠雄君登壇、拍手〕

○三木忠雄君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法は、近海海運業等に係る事業規模の縮小等に伴い、離職船員が今後引き続き発生すると予想される状況にかんがみ、就職促進給付金の支給に関する特別措置の対象となる離職船員の離職の日に関する期限を昭和五十八年六月三十日まで延長しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第四 昭和五十年年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十年年度特別会計歳入歳

昭和五十四年六月一日 参議院会議録第十六号

出決算、昭和五十年年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十年年度政府関係機関決算書

日程第五 昭和五十年年度国有財産増減及び現在額計算書

日程第六 昭和五十年年度国有財産無償貸付状況総計算書

日程第七 昭和五十二年一般会計予算備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(衆議院送付)

日程第八 昭和五十二年特別会計予算備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(衆議院送付)

日程第九 昭和五十二年特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(衆議院送付)

日程第一〇 昭和五十二年一般会計予算備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(衆議院送付)

日程第一一 昭和五十二年特別会計予算備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(衆議院送付)

日程第一二 昭和五十二年特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(衆議院送付)

日程第一三 昭和五十二年一般会計国庫債務負担行為総調書

日程第一四 昭和五十二年特別会計国庫債務負担行為総調書

日程第一五 昭和五十二年一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)

以上十二件を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。決算委員長寺田熊雄君。

審査報告書

昭和五十年年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十年年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十年年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十年

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、昭和五十年年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十年年度政府関係機関決算書外十一件

度政府関係機関決算書

右は多数をもって別紙のとおり議決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年五月三十日

参議院議長 安井 謙殿

決算委員長 寺田 熊雄

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

(1) 国家公務員が、退職後、特殊法人等の役員として就職する件に関しては、先に、その適不適をめぐつて、さまざまな論議がなされた結果、政府は、昭和五十二年十二月二十三日、閣議決定により、役員に就く者の職格に基準を定めるとともに、給与、退職金制度についても、抑制的措置を講ずるなど、その適正化に努めたところであるが、その後においても、依然として、この問題に関する論議が、踏を絶たないものである。

政府は、この間の事情に思いをいたし、なお一層、右閣議決定の趣旨の実現に努めるとともに、認可法人に關しては、特殊法人に準じて、その肥大化の防止と役員給与の是正について、遺憾なきを期すべきである。

(2) 近時、官公署に対し、団体等の職員と称する者により、市価に比して、著しく高価な物品の、執りよな売り込みが行われる一方、当該官公署においては、十分な調査も行わず、責任の所在もあいまいなまま、これらの物品を講入するなど、物品調達に適切を欠く事例が、見受けられるのは遺憾である。

政府は、官公署における物品調達に際して、綱紀の維持に努め、このような事態の絶滅を期すべきである。

(3) 近時、銃砲の管理については、暴力団による不法所持及び発砲、あるいは銃砲の誤射・暴発等が跡を絶たず、加えて、先般大阪市で

発生した、「銀行強盗殺人並びに入質立てこもり事件」においては、正規の所持許可を受けた猟銃が、人身の殺傷を伴う凶悪犯罪に使用されたものであつて、看過できない。

政府は、正規の銃砲の所持者に対しても、監視を厳にし、違法な所持者に対しては、一層その摘発に努めるとともに、銃砲刀剣類の所持許可についての法令、あるいはその運用の基準等について見直しを行い、所持許可を与える場合には、その必要性や乱用の危険性等について、十分精査し、不祥事態発生の際の絶滅を期すべきである。

(4) 防衛庁が、アメリカ合衆国から、FMS方式(軍事有償援助)により、誘導武器等の装備品を購入する件に關し、代金の支払いが、完了しているにもかかわらず、昭和四十九年以降、現品の納入が遅延している事実が、指摘せられてゐることは、当委員会として看過しがたいところである。

政府は、今後、同方式による契約の執行に当たつては、予算の効率的な使用に遺憾なきを期すべきである。

(5) 豪雪地帯に対しては、従来より、各般の助成措置が講ぜられ、逐次、諸施設の改善をみつつあるが、なお必ずしも十分とはいえず、とくに、道路交通網の確保、文教施設の整備、雪害に対する税法上の控除制度の周知方については、さらに一段の努力が、要望せられるところである。

政府は、積雪のとくにはなほだし、地域における、住民の生活上の困難を深く認識し、今後とも、関係行政機関の行う助成措置の充実と、その効果の浸透に努め、もつて地域格差の解消を図るべきである。

(6) 運輸省では、地方バス路線が、地域住民の日常生活に、不可欠なものであることにかんがみ、都道府県が、事業主体となり、地方路線バス事業者に、運行を維持させるため実施

昭和五十年年度特別

五三三

昭和五十四年六月一日 参議院會議録第十六号

している補助事業に対して、地方バス路線維持補助金を交付し、逐年、その成果を上げているが、一部の府県では、財政事情等により、事業の縮小を余儀なくされている事例が見受けられる。

政府は、地方路線バス事業者が、適切な運賃で路線の運行を維持できるように、現行補助制度の充実に意を用い、もつて地方における、公共交通機能の整備向上に努めるべきである。

(7) 近年、不動産取引に関し、誇大広告等により、宅地・建物購入者が被害を受けている事例が、数多く見られ、中でも、大和スキー開発株式会社の様に、購入者に多大の損害を与えた末、倒産、廃業し、その後においても顧客を誘引し、新たな被害を生じせしめている旨が、論議せられるが、これは、看過できない。

政府は、地方公共団体と協力し、この種の悪質な行為の横行を阻止するため、これら業者に対する監督を厳重にし、不正事実が立証された場合は、遅滞なく、これを処分し、購入者の保護、啓発等に、遺漏のないよう配慮するとともに、関係法令の見直しを行い、もつて宅地、建物の取引の公正を確保するよう、所要の措置を講ずべきである。

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、日本国憲法第九十条、財政法第四十条及びその他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、次のとおりである。

一般会計歳入歳出決算

歳入決算額

二一、四七三、四一六百万円余

歳出決算額

二〇、八六〇、八七八百万円余

特別会計歳入歳出決算

歳入決算額

三九、五〇一、四二二百万円余

昭和五十年年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十年年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十年年度政府関係機関決算書外十一件

歳出決算額

三三、八七六、一九八百万円余

国税収納金整理資金受払計算書

受入 収納額

一四、四八一、一七八百万円余

支払命令済額

六八八、八六九百万円余

歳入組入額

一三、七五四、九五二百万円余

政府関係機関決算書

収入決算額

一一、八五〇、一二四百万円余

支出決算額

一一、六〇四、五〇八百万円余

本件決算について、予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうか、予算、関係法律及び諸施策に反省、検討を要するものがないかどうかという観点にたつて、慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認め、財政の処理上留意すべき事項につき、内閣に対し、警告することとした。

一、昭和五十年年度一般会計歳入歳出決算

一、昭和五十年年度特別会計歳入歳出決算

一、昭和五十年年度国税収納金整理資金受払計算書

算書

一、昭和五十年年度政府関係機関決算書

右

国会に提出する。

昭和五十一年十二月三十日

内閣総理大臣 福田 赳夫

審査報告書

昭和五十年年度国有財産増減及び現在額総計算書

右は多数をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年五月三十日

参議院議長 安井 謙殿 決算委員長 寺田 熊雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和五十年年度中の一般会計及び特別会計をあわせての国有財産の増加額は、五兆五千五百三十三億六千九百九十九円余、減少額は、五兆七千七百五十九億三千九百九十九円余、差引純増加額は、四兆五千七百四十二億九千九百九十九円余である。

これを前年度末現在額十五兆八十一億九千九百九十九円余に加算すると、本年度末現在額は十九兆五千八百二十四億八千七百九十九円余である。本件について慎重に審査を行った結果、異議がなかった。

審査報告書

昭和五十年年度国有財産無償貸付状況総計算書

右は多数をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年五月三十日

決算委員長 寺田 熊雄

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和五十年年度中の一般会計及び特別会計をあわせての無償貸付の増加額は、二千二百五億四千九百九十九円余、減少額は、五百四億八千九百九十九円余、差引純増加額は、千七百億五千八百九十九円余である。

これを前年度末現在額千九百七億六千三百九十九円余に加算すると、本年度末現在額は三千六百八億二千九百九十九円余である。

本件について慎重に審査を行った結果、異議がなかった。

昭和五十二年一月二十八日

参議院議長 河野 謙三殿 内閣総理大臣 福田 赳夫

国有財産法第三十四条及び第三十七条の規定により、昭和五十年年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに昭和五十年年度国有財産無償貸付状況総計算書を別冊のとおり報告する。

(別冊は省略する)

審査報告書

昭和五十二年年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)

右は多数をもつて承諾を与えるべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年五月三十日

決算委員長 寺田 熊雄

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和五十二年年度一般会計予備費の予算額は、二千六百二十億円であつて、このうち、昭和五十二年一月三十一日から同年三月三十日までの間において使用した金額は三百四十四億四千九百九十九円余である。

本件について審査した結果、適当な支出であると認める。

審査報告書

昭和五十二年年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)

昭和五十二年年度特別会計予算総則第十一条に基づき経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)

右は多数をもつて承諾を与えるべきものと議決した。



した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年五月三十日

決算委員長 寺田 熊雄

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

(一) 昭和五十二年各特別会計予備費の予算総額は、二兆六千五百五十七億五千五百円余であつて、このうち、昭和五十三年二月二十一日から同年三月三十日までの間において使用した金額は八百九十九億九千二百万円余である。

(二) 昭和五十二年各特別会計予算総則第十一条に基づき、昭和五十三年三月三日から同年三月三十日までの間において経費の増額をした金額は三百四十六億五千七百円余である。以上二件について審査した結果、いずれも適当な支出であると認める。

一、昭和五十二年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

一、昭和五十二年各特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年五月二十二日

衆議院議長 灘尾 弘吉

参議院議長 安井 謙殿

審査報告書

昭和五十三年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)  
昭和五十三年各特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十四年六月一日 参議院会議録第十六号

昭和五十三年各特別会計予算総則第十一条に基づき経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

右は多数をもつて承認を与へるべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年五月三十日

決算委員長 寺田 熊雄

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

(一) 昭和五十三年一般会計予備費の予算額は、二千五百五十億円であつて、このうち、昭和五十三年四月十八日から同年十二月二十二日までの間において使用した金額は千三百四十五億九千九百九十九万円余である。

(二) 昭和五十三年各特別会計予備費の予算総額は、二兆九千五百億四千二百万円余であつて、このうち、昭和五十三年九月一日から同年十二月二十五日までの間において使用した金額は六百四十六億五千八百万円余である。

(三) 昭和五十三年各特別会計予算総則第十一条に基づき、昭和五十三年六月二十三日から同年十二月十五日までの間において経費の増額した金額は百七十一億四千四百万円余である。以上三件について審査した結果、いずれも適当な支出であると認める。

一、昭和五十三年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

一、昭和五十三年各特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

一、昭和五十三年各特別会計予算総則第十一条に基づき経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年五月二十二日

衆議院議長 灘尾 弘吉

参議院議長 安井 謙殿

審査報告書

昭和五十二年一般会計国庫債務負担行為総調書

昭和五十二年各特別会計国庫債務負担行為総調書

昭和五十三年一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)

右は全会一致をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年五月三十日

決算委員長 寺田 熊雄

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

(一) 昭和五十二年一般会計において、財政法第十五条第二項の規定に基づく国の債務負担行為の限度額は八百億円である。このうち、昭和五十二年発生災害復旧事業費補助のため、昭和五十三年三月三日に決定した国の債務負担行為の総額は九十八億六千二百万円余である。

(二) 昭和五十二年各特別会計において、財政法第十五条第二項の規定に基づく国の債務負担行為の限度額は六百億円である。このうち、空港整備特別会計において新東京国際空港施設復旧整備のため、昭和五十三年三月二十九日に決定した国の債務負担行為の総額は九千八百万円余である。

(三) 昭和五十三年一般会計において、財政法第十五条第二項の規定に基づく国の債務負担行為の限度額は千億円である。このうち、迎賓館施設整備のため、昭和五十三年十一月十日に決定した国の債務負担行為の総額は四億三千四百万円余である。

七日に決定した国の債務負担行為の総額は四億三千四百万円余である。

以上三件について慎重に審査した結果、いずれも異議がなかった。

昭和五十三年十二月二十六日

内閣総理大臣 大平 正芳

参議院議長 安井 謙殿

財政法第十五条第四項の規定により、昭和五十二年一般会計国庫債務負担行為総調書及び昭和五十二年各特別会計国庫債務負担行為総調書を別冊のとおり報告する。

(別冊は省略する)

昭和五十四年二月二十七日

内閣総理大臣 大平 正芳

参議院議長 安井 謙殿

財政法第十五条第四項の規定により、昭和五十二年一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)を別冊のとおり報告する。

(別冊は省略する)

〔寺田熊雄君登壇、拍手〕

○寺田熊雄君 ただいま議題となりました昭和五十二年決算外二件及び予備費関係等九件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、昭和五十一年度決算は、昭和五十一年十二月三十日国会に提出され、同五十三年四月十日当委員会に付託され、また、国有財産関係二件は、昭和五十一年一月二十八日国会に提出され、同日、当委員会に付託されました。

委員会は、決算外二件の審査に当たりましては、国会の議決した予算が所期の目的に沿ひ適正かつ効率的に執行されたかどうかを初め、政治的見地をも含めて、広く国民的視野からの実質批判を行い、その結果が将来の予算策定に反映せらるべきであるとの観点に立つて審査を行つてきた。

昭和五十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十一年度国庫債務負担行為総調書、昭和五十一年度国庫債務負担行為総調書(その1)

昭和五十四年六月一日 参議院會議録第十六号

昭和五十四年度一般會計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別會計歳入歳出決算、昭和五十四年度國稅收納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書外十一件

五三六

であります。

この間、本件決算審査のための委員会を開くと十九回、別に述べような内閣に対する警告に關する質疑のほか、財政経済政策、外交、エネルギー対策、いわゆる円高をめぐる諸問題、雇用対策、國鉄の経営問題、教育勸諭論争、医療、余剰米処理、航空機輸入に絡む諸問題、金大中事件、政治資金、会計検査院の権限強化等、行財政全般について熱心な論議が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知を願います。

なお、西ヶ久保前委員長当時よりの懸案事項でありました国有林野内の河川敷地管理権の帰属について、農林水産、建設両省の統一見解が報告せられましたことを申し添えておきます。

五月三十日、質疑を終了し、まず、昭和五十四年度決算外二件について討論に入りました。その議決案の第一は、本件決算の是認、第二は、内閣に對する七項目の警告であります。

討論におきましては、日本社会党を代表して神山委員、公明党を代表して和泉委員、日本共産党を代表して香取委員、民社党を代表して三治委員より、それぞれ、本件決算は是認できないが、内閣に對する警告案には賛成である旨の意見が述べられ、また、自由民主党・自由国民会議を代表して楠委員より、本件決算を是認するとともに、内閣に對する警告案にも賛成である旨の意見が述べられました。

討論を終わし、議決案を採決の結果、本件決算は多数をもって是認すべきものと議決され、次いで、内閣に對する警告案については全会一致をもって警告すべきものと議決された次第であります。

内閣に對する警告は次のとおりであります。

(1) 国家公務員が、退職後、特殊法人等の役員として就職する件に關しては、先に、その不適をめぐって、さまざまな論議がなされた結果、政府は、昭和五十二年十二月二十三日、閣議決定により、役員の選考に關する厳

格な基準を定めるとともに、給与、退職金制度についても、抑制的措置を講ずるなど、その適正化に努めたところであるが、その後においても、依然として、この問題に關する論議が、跡を絶たず、閣議決定の厳守を求める世論も少なくないものである。

政府は、この間の事情に思いをいたし、なお一層、右閣議決定の趣旨の実現に努めるとともに、認可法人に關しても、特殊法人に準じ、その肥大化の防止と役員給与の是正について、遺憾なきを期すべきである。

(2) 近時、官公署に對し、団体等の職員と称する者により、市価に比して、著しく高価な物品の、執りよる売り込みが行われる一方、当該官公署においては、十分な調査も行わず、責任の所在もあいまいなまま、これらの物品を購入するなど、物品調達に適切を欠く事例が、見受けられるのは遺憾である。

政府は、官公署における物品調達に際して、綱紀の維持に努め、このような事態の絶滅を期すべきである。

(3) 近時、銃砲の管理については、暴力団による不法所持及び発砲、あるいは銃砲の誤射・暴発等が跡を絶たず、加えて、先般大阪府で発生した、「銀行強盗殺人並びに人質立てこもり事件」においては、正規の所持許可を受けた銃銃が、人身の殺傷を伴う凶悪犯罪に使用されたものであつて、看過できない。

政府は、正規の銃砲の所持者に対しては、監視を厳にし、違法な所持者に対しては、一層その摘発に努めるとともに、銃砲刀剣類の所持許可についての法令、あるいはその運用の基準等について見直しを行い、所持許可を与える場合には、その必要性や乱用の危険性等について、十分精査し、不祥事態発生の際の絶滅を期すべきである。

(4) 防衛庁が、アメリカ合衆国から、FMS方式(軍事有償援助)により、誘導武器等の整備

品を購入する件に關し、代金の支払いが、完了しているにもかかわらず、昭和四十九年以降、現品の納入が遅延している事実が、指摘せられていることは、当委員会として看過しがたいところである。

政府は、今後、同方式による契約の執行に当たっては、予算の効率的使用に遺憾なきを期すべきである。

(5) 豪雪地帯に對しては、従来より、各般の助成措置が講ぜられ、逐次、諸施設の改善をみつつあるが、なお必ずしも十分とはいいがたく、とくに、道路交通網の確保、文教施設の整備、雪害に對する税法上の控除制度の周知方については、さらに一段の努力が、要望せられるところである。

政府は、積雪の多くにはなはだしい地域における、住民の生活上の困難を深く認識し、今後とも、関係行政機関の行う助成措置の充実と、その効果の浸透に努め、もつて地域格差の解消を図るべきである。

(6) 運輸省では、地方バス路線が、地域住民の日常生活に、不可欠なものであることにかんがみ、都道府県が、事業主体となり、地方路線バス事業者が、運行を維持させるため実施している補助事業に對して、地方バス路線維持費補助金を交付し、逐年、その成果を上げているが、一部の府県では、財政事情等により、事業の縮小を余儀なくされている事例が見受けられる。

政府は、地方路線バス事業者が、適切な運賃で路線の運行を維持できるよう、現行補助制度の充実に意を用い、もつて地方における、公共交通機能の整備向上に努めるべきである。

(7) 近年、不動産取引に關し、誇大広告等により、宅地・建物購入者が被害を受けている事例が、数多く見られ、中でも、大和スキー開発株式会社のよう、購入者に多大の損害を

与えた末、倒産、廃業し、その後においても顧客を誘引し、新たな被害を生じせしめている旨が、論議せられるがときは、看過できない。

政府は、地方公共団体と協力し、この種の悪質な行為の横行を阻止するため、これら業者に對する監督を厳重にし、不正事実が立証された場合は、遅滞なく、これを処分し、購入者の保護、啓発等に、遺漏のないよう配意するとともに、関係法令の見直しを行い、もつて宅地、建物の取引の公正を確保するよう、所要の措置を講ずべきである。

次に、国有財産関係二件につきましては、採決の結果、いずれも多数をもって異議がないと議決された次第であります。

次に、昭和五十二年一般會計予備費使用総額書及び各省各庁所管使用調書(その2)外八件について申し上げます。

議題となりました九件の内容は、昭和五十三年一月一日から同年十二月三十一日までの間に決定せられた一般會計、特別會計の予備費関係及び国庫債務負担行為に係る経費等でありまして、主な項目として、災害復旧、外国旅費、国内米買い入れ費、郵便貯金の支払い利子、訴訟における和解の履行等に要する経費等が挙げられております。

委員会におきましては、以上九件につきまして、大蔵当局から説明を受けた後、質疑に入りましたが、その詳細は會議録で御承知願いたいと存じます。

同じく五月三十日、質疑を終了し、採決の結果、予備費関係六件につきましては多数をもって承諾を与えるべきものと議決され、また、国庫債務負担行為関係三件につきましては全会一致をもって異議がないと議決された次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(安井謙吉) これより採決をいたします。

初めに、昭和五十年年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十年年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十年年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十年年度政府関係機関決算書について採決をいたします。本件の委員長報告は、本件決算を承認すること及び内閣に対し警告することから成っており、まず、本件決算を承認することについて採決をいたします。

表決は記名投票をもって行います。本件決算を委員長報告のとおり承認することに賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(安井謙君) 投票漏れはございませんか。投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(安井謙君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(安井謙君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十一票

白色票

二百二十一票

青色票

百票

よって、本件決算は委員長報告のとおり承認することに決しました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名

百二十一名

青井 政美君 浅野 敏君  
井上 吉夫君 伊江 朝雄君  
岩動 道行君 石坂 二郎君

昭和五十四年六月一日 参議院会議録第十六号

昭和五十年年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十年年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十年年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十年年度政府関係機関決算書外十一件

|        |        |
|--------|--------|
| 石本 茂君  | 糸山英太郎君 |
| 稀嶺 一郎君 | 岩上 二郎君 |
| 岩崎 純三君 | 上田 稔君  |
| 上原 正吉君 | 植木 光教君 |
| 江藤 智君  | 衛藤征士郎君 |
| 遠藤 要君  | 遠藤 政夫君 |
| 小澤 太郎君 | 大石 武一君 |
| 大島 友治君 | 大鷹 淑子君 |
| 大谷藤之助君 | 岡田 広君  |
| 長田 裕二君 | 加藤 武徳君 |
| 梶木 又三君 | 片山 正英君 |
| 金井 元彦君 | 金丸 三郎君 |
| 上原 勝久君 | 亀井 久興君 |
| 亀長 友義君 | 木村 睦男君 |
| 北 修二君  | 久米健太郎君 |
| 楠 正俊君  | 熊谷太三郎君 |
| 熊谷 弘君  | 源田 実君  |
| 小林 国司君 | 古賀雷四郎君 |
| 後藤 正夫君 | 那 祐一君  |
| 佐々木 満君 | 佐藤 信二君 |
| 斎藤栄三郎君 | 斎藤 十朗君 |
| 坂野 重信君 | 坂元 親男君 |
| 山本 昭子君 | 志村 愛子君 |
| 嶋崎 均君  | 下条進一郎君 |
| 新谷寅三郎君 | 菅野 操君  |
| 鈴木 正一君 | 鈴木 省吾君 |
| 世耕 政隆君 | 園田 清充君 |
| 田代由紀男君 | 高橋 圭三君 |
| 高橋 普富君 | 高平 公友君 |
| 竹内 潔君  | 玉置 和郎君 |
| 塚田十一郎君 | 土屋 義彦君 |
| 寺下 岩蔵君 | 戸塚 進也君 |
| 徳永 正利君 | 内藤三郎君  |
| 中西 一郎君 | 中村 啓一君 |
| 中村 太郎君 | 中村 慎二君 |
| 中山 太郎君 | 永野 厳雄君 |
| 夏目 忠雄君 | 鍋島 直昭君 |
| 成相 善十君 | 西村 尚治君 |

反対者(青色票)氏名

|        |        |
|--------|--------|
| 野呂田芳成君 | 長谷川 信君 |
| 秦野 章君  | 初村清一郎君 |
| 鳩山威一郎君 | 林 寛子君  |
| 原文兵衛君  | 平井 卓志君 |
| 福岡日出彦君 | 福島 茂夫君 |
| 藤井 裕久君 | 藤井 丙午君 |
| 藤川 一秋君 | 二木 謙吾君 |
| 降矢 敬義君 | 降矢 敬雄君 |
| 細川 護熙君 | 堀内 俊夫君 |
| 堀江 正夫君 | 真鍋 賢二君 |
| 前田 勲男君 | 増岡 康治君 |
| 増田 盛君  | 町村 金五君 |
| 丸茂 重貞君 | 三浦 八水君 |
| 宮田 輝君  | 最上 進君  |
| 望月 邦夫君 | 森下 泰君  |
| 八木 一郎君 | 山崎 竜男君 |
| 山内 一郎君 | 山本 富雄君 |
| 吉田 実君  | 有田 一寿君 |
| 野末 陳平君 | 円山 雅也君 |
| 森田 重郎君 |        |

百名

|        |        |
|--------|--------|
| 村田 秀三君 | 森下 昭司君 |
| 矢田部 理君 | 安恒 良一君 |
| 安永 英雄君 | 山崎 昇君  |
| 吉田忠三郎君 | 吉田 正雄君 |
| 阿部 憲一君 | 相沢 武彦君 |
| 和泉 照雄君 | 内田 善利君 |
| 太田 淳夫君 | 柏原 ヤス君 |
| 上林繁次郎君 | 桑名 義治君 |
| 小平 芳平君 | 塩出 啓典君 |
| 渋谷 邦彦君 | 白木義一郎君 |
| 鈴木 一弘君 | 田代富士男君 |
| 多田 省吾君 | 中尾 辰義君 |
| 中野 明君  | 二宮 文造君 |
| 馬場 富君  | 原田 立君  |
| 藤原 房雄君 | 三木 忠雄君 |
| 峯山 昭範君 | 宮崎 正義君 |
| 矢追 秀彦君 | 矢原 秀男君 |
| 渡部 通子君 | 市川 正一君 |
| 上田耕一郎君 | 神谷信之助君 |
| 河田 賢治君 | 香脱タケ子君 |
| 小巻 敏雄君 | 佐藤 昭夫君 |
| 下田 京子君 | 立木 洋君  |
| 内藤 功君  | 橋本 敦君  |
| 宮本 顯治君 | 安武 洋子君 |
| 山中 郁子君 | 渡辺 武君  |
| 柄谷 道一君 | 木島 則夫君 |
| 栗林 卓司君 | 三治 重信君 |
| 田淵 哲也君 | 中村 利次君 |
| 藤井 恒男君 | 柳澤 鍊造君 |
| 和田 春生君 | 青島 幸男君 |
| 市川 房枝君 | 喜屋武眞榮君 |
| 下村 泰君  | 山田 勇君  |
| 江田 五月君 | 田 英夫君  |
| 加瀬 完君  | 前島英三郎君 |

○議長(安井謙君) 次に、委員長報告のとおり内閣に対して警告すること、賛成の諸君の起立を求め



おります。地方団体の借金は総額三十兆円にもなつて、地方財政は破綻の状況に陥つてゐるばかりでなしに、財政制度そのものが破綻してゐると言ふことができます。

政府は、地方交付税法が交付税率引き上げを義務づけている条件にあるにもかかわらず、財源不足に對して、一部を建設地方債をもつて充當し、あとは交付税特別会計の借り入れによつて措置し、その原資の償還に当たっては当分の間国が實質二分の一を負担することを法定化して、交付税法が義務づけている制度改正を行つたと三百代言的な強弁をしてありますが、本来交付税の持つべき機能を完全に失つてゐるのであります。いつまでも借金政策でその場しのぎを繰り返すことはもはや許されるはずはなく、行財政制度の抜本的改革は緊急課題であると思ひます。いかに對処する方針でございませうか。

また、地方行財政制度の改革に当たっては、現在の中央集権構造を地方分権に向けて大きく転換を図らなければなりません。日本国憲法に地方自治の一章が規定されたことは、わが国政治制度の画期的改革でございまして、地方分権、地方自治の確立の道筋が示されたのでありますが、三十年に及ぶ自民党政権は、政治家の癒着を深めながら中央集権化を図つて、地方自治体を支配する構造と体制をつくり上げてまいりました。そして、生産第一主義、経済優先主義の政策によつて高度成長を推進した結果、高度な工業社会と物質文明をつくり出したのでありますが、低成長時代を迎えた今日において、解決を迫られる難問が山積してゐるのであります。公害、自然破壊、資源・エネルギー、教育・医療の荒廃、管理社会と人間疎外など、物質的豊かさの陰に精神的貧しさ、社会的貧困が顕在化し、国民の価値観は多様化の傾向を生み、生きがい、ゆとり、人間らしさなど、新たな生活価値が重視されるようになって、人間復興、福祉優先の社会が求められております。ここに、地方、地域が見直され、地方自治復権の必要性に

昭和五十四年六月一日 参議院會議録第十六号

気がつき始めたことを示してゐると思ひます。

「地方の時代」が流行語となつております。去る統一地方選挙では、政界を揺るがせて「地方の時代」が強調されました。総理の田園都市構想も、地方分権を言われるのも、そこにあると思ひます。中央集権から地方分権への転換が大きな今日の政治課題であると思ひます。総理の現在におけるわが国中央集権構造に対する認識と地方分権推進についての考え方を示していただきたいと思います。

分権と地方自治強化を図るには、まず第一に、地方自主財源の拡充と国庫補助金の縮小が、欠くことのできない条件でございませう。白書による五十二年度の租税収入は、国税が約六三％、地方税は約三七％の割合であります。歳出におきましては、国が三四・三％、地方が六五・七％と逆になつておりますから、地方財政は約五〇％が国庫からの支出金によつて賄われてゐるのであります。この構造は、いままも少しも変わつておりません。

私は、国と地方の税収を少なくとも五対五にし、交付税による調整財源もその中で支出するなど、地方の自主財源の拡充を思い切つた税制改革によつて断行すべきだと思ひます。御所見を承りたいと思ひます。

次は、国庫補助金の整理縮小について伺ひます。

シャープ勧告、神戸勧告を初め、第十六次におたる地方制度調査会の答申も、国庫補助金の整理縮小を繰り返して強調してありますが、政府はそれを今日まで全く無視し続けてきたのは何ゆゑでありますか。補助金行政は地方支配の具であると同時に、陳情行政となつて、膨大な人員と経費のむだ遣ひを生んでおります。国庫補助金は大幅に縮小すべきでございませう。これを実行する決意がございませうか、お伺ひいたします。

また、補助金には、各省庁のセクト主義、縦割り行政による、まことにばかげた実態がたゞさん

国務大臣の報告に関する件(地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況について)

でございます。一例を挙げますと、余暇利用施設補助金として、労働省の勤労青少年ホーム、勤労福祉センター、厚生省の国民宿舎、運輸省の青少年旅行村、環境庁の国民休暇村、文部省の国立公園自然の家、農林水産省の自然休養村、建設省の広域公園等々、思い思ひの補助金制度をつくつてお

りますが、これを受け入れる地方団体は総合行政でございませうから、大変迷惑をいたします。そこで、これらの補助金を一本にした総合補助金にすることが最も効率的利用ができる道だと主張してゐるのは、まことに當を得たこととございませう。このような事例は枚挙にいとまがないありさまであります。また、一件百万円にも満たない目録のような零細補助金も、数え切れないほどあるのがあります。地方団体がその整理を要望してゐるにもかかわらず、あえてこれを存続してゐるのである。全く無意味、さらに有害とさえ言えるのであります。大蔵省は、これらの補助金がそれぞれ必要な特定施策の推進とでも考へていらつしやるのであります。それとも、地方財政に對するきめ細かな配慮とでも考へてゐるのであります。各官庁が補助金を通じて地方団体の施策のすみずみにまで細かく介入することは間違つていま

す。こういうばかげたことは一日も早くやめなければいけません。補助金の実態を徹底的に調査し、整理統合、廃止の措置をとるべきであります。御見解を承りたいと思ひます。

白書は一般消費税の実施を強調しておりますが、悪名高い医師優遇税制を初め、大企業、富裕階層に對する不公正税制の是正については何ら触れていないのであります。一体不公正税制はこのまま放置するおつもりでありますか。このような姿勢では、国民が挙げて反對してゐる一般消費税が合意を得られるはずはありません。政府は、この際、国民の声にこたえて、一般消費税の導入を断念すべきであると思ひます。いかがでありますか。

政府は地方団体に対し、行政の簡素合理化を推進するよう強調してゐるのはよいといひましたが、国はみづから率先して範を示すべきであります。地方団体は国に先んじて、かなりの実績を上げてゐるのが実情であります。

福田内閣のときにも行政改革を高らかに唱へたけれども、大山鳴動ネズミ一匹に終つてしまつた。大平内閣においても、中央行政機構の簡素化、出先機関や特殊法人の整理、事務の再配分など、国の行政改革はほとんど進んでおりません。こんなありさまで地方を指導する資格はございませう。困難なことはわかりますが、どのような方針と計画を持って取り組んでいかれるのか、お尋ねしておきたいと思ひます。

また、白書には、総理の唱へた田園都市構想の文字さえどこにもないのであります。総理の田園都市構想は、夏の夜空を華やかに彩つて消える花火のような運命にあるように見えます。哲学だ、理念だ、ビジョンだと言ふだけで、実体を示すことができておりません。国土庁の定住構想、あるいは自治省の新広域市町村構想を推進することによつてそれが実現するのだとおっしゃるだらうと思ひますけれども、中央集権主義、各省庁のセクト主義、縦割り行政の枠組みと同一主義の範囲内では、この構想の実像を示すことも、実現を期待することも不可能であります。

私は、地方分権によつて自主性や独自性を持った活力ある地方自治に依拠しない限り、長い歴史の中で生まれた地場産業や個性に富んだ地域社会、伝統文化を生きてきたとよみがえらせることもできないと思ひます。総理の田園都市構想の理念の根源は、ここにあるのではないでしようか。また、国土庁はモデル定住圏を設定しようとしておりますが、これはいかにも官僚的発想でございませう。特定地域をモデルモットにするにはおやめなさい。やめた方がよろしいです。今後の方針と具体策をお示し願ひたいのであります。

最後にありますが、総理や自治大臣が地方分

昭和五十四年六月一日 参議院会議録第十六号 国務大臣の報告に関する件(地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況について)

権、地方自治の確立を強調されました。また、それに必要な条件である地方自主財源の拡充、補助金の整理縮小、権限の地方移譲などの制度改革は実行できず、中央の行政改革や田園都市構想の具体化も阻害しているものがあります。中央、地方を通じて、中央集権主義にこり固まって、現在握っている権限や組織をいさかでも減らすことを拒み、改革に抵抗する中央官僚と強大な官僚組織ではありませんか。

戦前の内務省に集中していた強大な組織と権限は、ことごとく各省庁に分割され、縦割り行政となつて、地方行政をがんじがらめにしている。この支配体制と構造は、いまや悪質な、がんじがらめの病根となつていいます。総理の言う地方分権は、この強大な組織と力を排除しなければ一歩も進みません。どのような決意と方針を持って、これら多くの改革を実行されるお考えでございすか。これを御尋ねして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○国務大臣(大平正芳君) 小山さんの第一の御質問は、地方財政危機の打開についての考えを示せということでございます。仰せのように、地方財政がたまたま危機的状況にございすこと、仰せのとおりでございます。これは、石油危機が起こりまして、世界的な規模の不況が襲来いたしました。これをどのように受けとめて国民の経済と生活を守っていくかというのを考えた場合に、まず財政で受けとめて、時間をかけて対応していくという選択をせざるを得なかつたゆえには、たびたび本院におきまして私から御説明申し上げておるとおりでございます。中央財政は地方財政以上の困難な状況にあることも小山さん御承知のとおりでございます。こういう中にございすしても、政府といたしましては、地方財政が当面お困りになってはいけなと存じまして、交付税、特別会計の借入金をやしますとか、地方債の増発にこたえて、この危機に対処してまいったわけ

でございます。しかし、これは当面の対策でございまして、仰せのように、行政財政制度全体にわたる根本的な改正がわれわれの任務であることは政府もよく承知いたしておるつもりでございます。中央、地方を通じての事務の合理的な配分、自主財源の増強を中心としたしまして、この財政再建とあわせてこの問題に取り組んで、本格的な地方財政危機の打開に当たる決意で臨んでおります。

それから第二の点は、このように縦割りの中央集権に偏った状況というものはなくて、地方の責任、自主性、個性、活力を生かした地方分権化に持っていくかなければ本場の意味の「地方の時代」にこたえることにはならないではないかという御質問でございます。仰せのとおり私も心得ておるわけでございまして、今日のように中央に偏りました行政のあり方は、是正されなければならぬと考えております。地方公共団体の自主性と活力と責任を尊重する方向で、地方制度の改革には、行政の改革には取り組まなければならぬと考へておるわけでございまして、各方面の御意向を伺いながら、地域住民の福祉の向上を考えながら、この困難な課題に、仰せのような方向で取り組んでまいりつゝでございます。御支援を願いたいと思ひます。

第三の問題は、行政改革問題でございます。地方自治強化のためには思い切った中央、地方を通じて行政改革が必要でないかということ、仰せのとおりでございます。行政改革は、仰せのとおり、言うはやすく行はむずかしいことでございます。政府は、これまで、定員の増強を抑える、機構の膨張を抑える、補助金の整理を進める、認可事務の整理を進めるということをして、じみちながら進めてきたつもりでございますが、今後ともそういう仕事は一層精力的にやっておりますと同時に、この中央、地方を通じての財政再建は、どういたしまして、この行政改革、行政機構との衝突を避けられないわけでございす。し

たがって、これに対処すべく、明年度の予算の編成を前にいたしまして、私どもは各省庁に対してサマリーレビューをいとお願ひをいたしておるところでございます。この財政再建と並行いたしまして、財政再建は思い切った行政改革と並行しなければならぬ、そうなのでございす。で、この財政再建の遂行につきましては御協力を仰ぎながら全力を投入したいと考えておるわけでございす。

第四に、田園都市構想はまだ幻の段階でないかということでございます。仰せのとおりでございます。(笑)私どもは田園都市構想というものを、新たな政策とは考えていないわけでございまして、いままでも方々でやっておるいろいろの、定住圏構想でございます。いろいろな地域構想がございすけれども、そういうものをもう一度見直す道標をどこに求めたいかという理念の問題として、いま一生懸命に検討をいたしておるわけでございまして、これは、この検討が終りましますと国会の方々にも御検討をいただかなければならぬと考へております。そういうものを通じて中央、地方の皆さんが、先ほど申しましたような地方の活力と個性と、そして地方の責任と自主性を尊重したような地域社会をつくる上において、どのような点に意を用いなければならぬか、そういう点についての検討がつきやすくなつてくることが期待いたしておるわけでございまして、目下鋭意この理念の検討にかかつておるわけでございまして、もう少し時間をかけていただきたいと考へております。

その他の点につきましては関係大臣から答弁いたします。(拍手)

〔国務大臣渡谷直藏君登壇、拍手〕

○国務大臣(渡谷直藏君) 私に対する質問は二問ございまして、まず最初の質問は、国と地方の税源配分が大体七、三になつておいて、歳出はこれと逆になつていて、少なくとも税源配分を五対五にして地方団体の自主財源の拡充を図るべきでは

ないか、という御質問でございます。地方団体が自主自立の精神に基づいて、みずからの責任においてその役割を十分に果たしていくためには、当然、自主税源の一層の充実を図る必要がございす。ただし、この問題は国と地方との税源配分は是正ということになつていくわけでございまして、基本的な問題でございす。国と地方を通じて事務配分あるいは税源配分の調整の問題等、地方行政財政制度全般のあり方と関連する基本的問題でございすので、これは慎重に取り組みが必要であることは当然でございます。今後とも、地方制度調査会、税制調査会等の御審議を煩わしつつ、地方税源の充実強化に真摯に取り組んでまいりたいと考へております。

次に、補助金は地方支配の道具となつておるのではないかと、この補助金による縦割り行政によって地方自治の自主的運営が阻害されておる、補助金の整理縮小、特に零細補助金の整理統合を図るべきではないか、という御質問でございます。国庫補助金等の整理合理化は、地方行政の自主性の確保、行政の効率化等の見地から積極的にこれを推進すべきものと考へております。このような観点に立つて、自治省としては、実情にかなうような観点と認められる補助金や零細補助金等の整理、類似ないし同一目的の補助金の統合、メニュー化を図るよう、従来から関係省庁に対して強く要請してきたところであります。逐次改善が図られてきているところではございす。また、まだ不十分であります。今後とも一層この推進に努めてまいりつゝでございます。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣金子一平君登壇、拍手〕

○国務大臣(金子一平君) 小山さんにお答えいたします。第一点の地方税の充実の問題でございますが、ただいま自治大臣からも御答弁のありましたとおり、地方財政の置かれてある状況にかんがみまして、今後地方税においても、国税におけると同様



それから補助金の問題でございます。補助金等  
は各般の国の施策を実現するために必要なもので  
あることはもちろんでございますけれども、財政  
資金の効率的な使用、行政運営の能率化を図る上  
から整理合理化を徹底しなければいかぬことは仰  
せのとおりでございます。特に、零細補助金を含  
め、補助金全体のあり方をどう持っていくかにつ  
きましては、本年度の予算におきましても必ず  
しも十分とは申し上げるわけにいきません。相当  
手をつけたつもりでおりますけれども、明年度  
におきましては、さらに徹底してこういった点の  
見直しを行いたいと考えておる次第でございます。

いうものはおのずから限度がございますので、今後の国、地方の財政運営に当たりましては、一般消費税の導入を十分に検討していただくかなきやいかなのじやないかと考えておる次第でございます。

〔國務大臣金井元彦君登壇、拍手〕

○國務大臣(金井元彦君) たいだいま行政改革につ  
きまして不十分じゃないかという意味の御指摘が  
ございましたが、私どもも決して順調だとは思っ  
ておりません。しかしながら、一昨年暮れの閣議  
決定、あるいはまた本年初めにおける閣議了解

こういふものに基づきまして着実に進めておるといふ点を御理解をいただきたいと思うのであります。中央省庁の課、室、官の整理であるとか、あるいはまた出先機関の整理、特殊法人の合理化、あるいはまた許認可、補助金等の整理等を逐次進めつつある次第でございます。しかしながら、これをもつて決して十分とは考えておりませんで、もっと基本的にこれを進めなければならぬ、かような次第であります。ただいま検討もいたしておるような次第であります。今後ともひとつ積極的な行政改革に邁進をいたしたいと、かように存じておる次第であります。(拍手)

〔國務大臣中野四郎君登壇、拍手〕

○國務大臣（中野四郎君） モデル定住圈の問題についてお答えをいたします。

国土庁としましては、第三次全国総合開発計画で提示されたところの定住構想を推進するための一環として、モデル定住圏計画の策定を促進しようとするものでありますが、モデル定住圏計画の目指すところは、それぞれの地域の創意と工夫を基盤としまして、それぞれの地域が選択する方向に沿いつつ圏域の整備を図ろうとするものであります。したがって、市町村や府県の主体性を極力尊重してまいる考えであります。

また、計画の実施につきましては、各省庁が単

にそれぞれ縦割りの行政の中で対応するというのではなく、関係十六省庁が定住構想推進連絡会議の場を通じて、政府一体となつてその整備を推進することにより、実効を上げようとするものがあります。（拍手）

総額に占める国、地方のシェアを見ると、地方支出の比率は六八・六％で、地方は七割の仕事をしているが三割の税収しか得ていない、まさに三割自給と言われる実態を鮮明にしているのであります。

○議長(安井謙君) 阿部憲一君。

〔阿部憲一君登壇 拍手〕

○阿部憲一君　私は、公明党を代表いたしました。ただいま議題となりました昭和五十二年度の地方財政の状況に関する報告と、それに関連する当面の問題につきまして、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

今回の白書の特徴としまして、例年と違つた

今回の白書の特色としまして、例年と違う点は、第一部でいきなり決算報告に入るというのではなく、冒頭に「国民経済と地方財政」という項目が、新たに設けられていることであります。そして、その中で、「地方財政は、国民経済上、極めて重要な地位を占めている。」と、地方財政の重要性が強調されております。これは地方財政の地位宣言とも言えるものであり、これまでわが党が主張してきた、地方自治の確立こそが民主主義の基盤であるとの認識に近づくものと評価されるのであります。

しかしながら、その地方財政の現状たるや、五十二年度以降毎年二兆円をはるかに超える財源不足を生じ、今年度その額は実に四兆一千億にも上り、これを補てんするのに、交付税特別会計における借り入れと地方債増発によるという、借金政策と預らざるを得ない状況なのであります。

このような地方財政の危機をもたらし根本原因は、申すまでもなく、高度成長から低成長へと  
の財政環境の変化に対応すべく国と地方を通ずる  
税財政制度の抜本改正を急ぎ、安易に財源不足を  
借金で糊塗してきた政府の責任に負うところが大  
きいのであります。このことは、白書の中の申し  
い国民経済計算、新SNAによっても明らかであ  
ります。すなわち、新SNAによれば、公的支出

最近、地方自治のあり方、なかなかずく財政運営をめぐる議論が盛んになっております。これは、「地方の時代」という言葉が社会の耳目を集めていることにも見られるように、地方自治が一つの時代を経て新たな時代への模索に入ったことの象徴であると考えられます。さきに総理が提唱された田園都市構想も、その大宗は、自治体それぞれが自主性と個性を生かし、活力にあふれた地域をつくり出すことを基本理念としているやに承っておりますが、この実現のためにも、地方財政の確立と地方自治の拡充が大前提となることは申すまでもありません。

そこで、まず総理に伺いますことは、地方が現在の借金体質から解放され、みずみずしい活力を取り戻すためにいかなる財政対策をなされるつもりなのか。さらに、今後地方自治の拡充を目指してどのようなリーダースhipをとられるつもりなのか、明快な答弁を期待いたします。

次に、白書によりますと、赤字団体数は減少したものの、反面、赤字額は前年度よりも三十一億円の増加となっております。この主な原因は、東京都と大阪府の大都市の赤字額が千五百十九億円と大きくなっていることによるものであります。が、この傾向は五十三年度も引き続いており、東京、大阪とも辛うじて起債制限団体への転落は免れているものの、実質収支の赤字は、東京都だけで一千億を超える見通しとなっております。

そこで私は、大都市財政についてお伺いいたしますが、今日の大都市財政に共通して見られる現象は、まず税収が極度に伸び悩んでいることです。これは、都市税源の充実が久しく言われてきたにもかかわらず、一向にその対策がとられてこなかった政府の怠慢による証左であります。

また、交付税算定における大都市の基準財政需要額の伸びは、他の自治体と比べて極端に低く抑えられており、明らかに大都市需要の実態に即した適正な算定がなされていないのが実情であります。総理は、今日のような大都市財政の危機に対し、どのような認識をお持ちでしょうか。さらに、今後どうした解決策を講じようとするのか、あわせてお聞かせ願います。

特に、東京、大阪の二大都市は、交付税法上の不交付団体であるという理由から、義務教育教職員給与と国庫負担金等の財源調整を受けているのでありますが、たとえばその額は、東京都の場合、五十二年度で実に二百二十五億三千万円もの減額となっているのであります。私は、今日の大都市財政の実情にかんがみ、こうした財源調整制度については見直しをすべきであると思いますが、いかがでしょうか。関係大臣の御所見をお伺いします。

さて、改めて言うまでもなく、今回の白書で浮き彫りにされたことは、地方財政の困難さだけと言っても過言ではありません。五十二年度決算の地方の借金総額は、二十三兆六千四百十六億円、わずかに一年間で四兆三千億円もの増加であり、何と歳入総額の約七割にも相当する額であります。これに対して白書が述べている処方せんは、経費の節約努力、さらに増税と受益者負担の適正化など、例年とおりの打開策であり、特に自治体の自助努力を強調したものにすぎません。なるほど

地方の努力も必要であります。今日の財政危機が一過性のものでなく、構造的かつ長期的なものであることを考えますと、国の施策こそが緊急を要すると言わざるを得ません。

その一つが、超過負担の解消であります。毎年度の課題であった超過負担の解消は、政府は今年度、事業規模で五百二十九億円の改革を図ったとしておりますが、この額は前年度の六割弱であり、全国知事会などの要望からは、はるかに低い額であります。

当面、急を要する地方からの要求として、保健所運営費、保育所措置費、警察施設整備費、社会福祉施設整備費の四事業を調査の対象として取り上げるべきでありますが、まず、その考えがとおりでしょうか。

また、いまだに標準仕様や標準設計の設定がなされていない社会福祉施設、警察施設等については、早急にこれを設定し、単価の積算基礎、補助対象範囲を明確にすべきであります。この点についても御見解をお伺いいたします。

さらに、白書では、危機打開策の切り札のごとく、一般消費税の導入を示唆しておりますが、景気、物価、雇用問題など国民生活に著しい影響を与え、かつ、国民に大きな負担増を強いる新税導入を考える前に、まず、不公平税制の是正、国庫補助負担金の整理合理化、補助金交付の事務手続の簡素化など、真剣に取り組むべき問題が多々残されております。これらの点について具体的にどう

う改革されるのか、政府の考えをお聞きします。

最後に、地方公営企業の健全化について伺います。

白書によれば、水道、交通、病院、下水道等の地方公営企業の経営はさらに悪化の傾向をたどり、累積欠損金は九千五百六十七億円、不良債務は五千五百三十七億円にも達し、一向に改善の兆が見られません。こうした深刻な経営悪化の原因を見ますと、石油ショック以後のコストアップ要因や企業環境の悪化、それに国の適切な財政措置の欠如など、もはや企業内の経営合理化努力だけで独立採算を維持することは限界に達していると

言わざるを得ません。政府は、こうした事態をどう分析し、今後どのような対策を講じようとするのか。再度、不良債務のたな上げ措置による健全化策を講ずる考えがどうか。また、最近の企業環境の悪化等の現状に照らし、各種財政援助措置の拡充強化を図るべきであります。いかがでしょうか。さらに、一般会計との負担区分につきましても、適正な見直しを図るべきだと考えますけれども、これらにつきましても関係大臣の明確な御見解をお伺いしまして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣大平正芳君登壇 拍手)  
○国務大臣(大平正芳君) 阿部さんの第一の御質問は、小山さんと同様に、地方行政の危機打開についての考えを求められたわけでござい

ます。これにつきましては、先ほど小山さんにお答えいたしましたとおり、地方分権、地方の自主性、地方の活力、地方の個性、地方の責任というもの尊重した姿において地方行政の打開を考えなければなりませんし、これに照応いたしました地方の自主財源の充実を図る方向で危機打開に本格的に取り組んでいかなければならぬものと考えております。ちょうどこれまで石油危機の応急措置に追われておりました、財政再建に手を染めるに至ってはいなかったわけでございますが、ようやく経済状況が安定してまいりましたので、中央、地方を通じての本格的な財政再建に当たる時期に際会いたしておるわけでございまして、そういう方向でこれから本格的に取り組んでまいりたいと存じますので、御協力を願いたいと思っております。

第二は、東京、大阪等大都市の財政危機が顕著じゃないか、これをどう認識しておるか、これにどう対応するかというお尋ねでございました。仰せのとおり、大都市地域が財政的に見ましても顕著に困難な状況にございます。とりわけ、東京、大阪がむずかしい状況にありますがこれは政府もよく承知いたしております。これは、わが国の経済社会の急速な都市化変貌の結果もたらされたというよりほかに言いようがないと思うのでございすけれども、これに対する対応が応急的な対応にとどまりまして、本格的な対応がおくれているゆえに御心配のような事態を招いておると思うので

ございまして、この事態を冷静に踏まえて、中央、地方の財政再建の一環といたしまして、この問題につきましては本格的な取り組みをいたしていかなければならぬと考えております。

第三の、地方公営企業についての御心配でございました。公営企業の財政危機に對しましては、国庫補助金でございまして、地方交付税等で対応しますし、交通事業に對しましては立法措置まで講じておりますし、病院につきましては経営健全化対策を講じて、これに当たっておるわけでございまして、この種公営企業の経営の合理化と並行いたしまして、この種措置を一層強化して対応していかなければならぬと考えております。

その他の問題につきましては、関係大臣からお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣 澁谷直蔵君登壇、拍手〕

○国務大臣(澁谷直蔵君) 総理から答弁された問題が多いわけでございしますが、補足の意味で、私からも若干お答えを申し上げます。

地方における財政対策が地方自治確立のために充実されなければならぬという問題の御指摘がございました。まさに御指摘のとおりでございまして、「地方の時代」と言われるにふさわしい地方自治の確立を期するためには、地方財政の基盤を固めることはこれらもう絶対必要な条件でございまして、このためには、租税負担の増加を含む地方財源の増強、国庫補助負担制度の改善等、国、地方

を通ずる行財政制度の基本的な改革を図らなければなりません。同時に、地方団体においても行財政の合理化を一層推進する必要があるわけでございまして、こういった方向で全力を傾けて制度改革の実現及び地方団体の指導に努めてまいりたいと考えております。

次に、東京、大阪等大都市の財政危機についてどのように認識して、どのような対策を講ずるか、こういう御質問でございました。基本的には総理からお答えをしたわけでございしますが、御指摘のように、確かにこの大都市財源、財政の問題、非常に窮迫した状態になっておるわけでございまして、私どもは、そういった状態に即応して、その都度全般的な対応の措置を講じてまいっておるわけでございしますが、果たして現在の施策で十分であるのかどうか、今後の展望も含めまして、地方制度調査会あるいは税制調査会等の御意見も承りながら、全般的にその財政対策に取り組んでまいりたいと考えております。御指摘の財源調整制度の問題につきましては、いま直ちに廃止する必要があるとは考えておりませんけれども、いま申し上げたように、今後大都市の財政全般の問題を取り組む中で十分ひとつ掘り下げて検討していきたいと考えております。

超過負担についての問題、御質問がございましたが、これも総理から基本的にはお答えがございました。この超過負担の解消の問題は、地方にとりましてはきわめて重大な問題でございまして、

ここ数年来私どもも真剣に取り組んで、その是正を図ってまいっております。着々とその実績を上げておるわけでございますが、御指摘の四事業についても、適切な実態把握を通じて国庫補助負担基準の改善が図られるように、関係省庁とともに十分努力をしております。

その中で、警察施設の整備に關して標準仕様が設定されておるのかどうかという御質問がございましたが、警察署の庁舎については、すでに関係省庁共同で実施した実態調査結果に基づいて昭和五十二年に標準仕様が設定されて、超過負担の解消に取り組んでございしますが、残念ながら、派出所、駐在所についてはまだそこまで進んでおりません。これをひとつ、次の段階、来年度にはこの警察署を本署と同様に標準仕様が設定して、超過負担の解消に取り組んでまいる決意でございします。

公営企業に對する財政援助その他全般的な考え方、御質問がございました。これは、御承知のように、地方公営企業いづれも大変赤字を抱えておるといふ状態であるわけでございまして、私どもといたしましては、国庫補助あるいは地方債、地方交付税、そういった諸制度を通じて逐年財政措置の充実強化を図ってまいっておることは御承知のとおりでございします。したがって、交通事業につきましては、現在実施しております財政再建政策によって、引き続き経営の健全化を進めることとしておりますし、また、病院事業につ

いては本年度から新たな経営健全化対策を進めることとしておりますので、この段階で再度不良債務のたな上げをすることは、現在のところ考えておりません。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣 内藤三郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(内藤三郎君) お答えいたします。阿部委員の地方交付税の不交付団体に対する義務教育諸学校の教職員給与等の国庫負担の質問でございますが、この問題は、昭和二十八年度の義務教育費国庫負担制度創設以来、一貫して一定の基準により算定した額を国庫負担の最高限度としておるものでありまして、これをいま直ちに變更する考えはございません。どうぞよろしく。(拍手)

〔国務大臣 橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(橋本龍太郎君) 保健所補助対象職員の人件費等に係ります超過負担につきましては、五十年及び五十二年におきまして大蔵、自治、厚生三省による実態調査を実施いたしました、その結果に基づいて五十四年度予算においての給与の実態に合わせた所要の引き上げ措置を講じております。また、補助の対象経費として、五十三年度には、保健所における医師確保の特殊性にかんがみ、医師に對する初任給調整手当を新たに補助対象経費に取り込んだところであります。御指摘でありますけれども、保健所運営費につきま

昭和五十四年六月一日 参議院會議録第十六号

しては、業務の実態調査につきまして現在その調査の結果を集計中の段階でありますので、改めて実態を調査する必要はないと、そのように考えております。

また、保育所の運営費の改善につきましては、いわゆる超過負担問題の解消について、保育所運営の実態についての各種の調査を実施してまいりました。これらの調査の結果を踏まえた是正措置を講じてきたところでございます。最近におきまして、四十九年度におきましては、人件費を含む運営費の実態調査、五十一年度におきましては飲食物費の実態調査、五十三年度におきましては人件費の実態調査等を実施いたしておるところであります。

また、社会福祉施設の整備につきましても、所要の措置を講じて内容改善に努めてきたところでございます。

保育所等福祉施設につきまして、標準設計、標準仕様の設定されていないものについても、これを設定すべきであるという御意見でありましたが、補助単価や基準面積等につきましては所要の改善を図っておるところでございます。

(拍手)

〔国務大臣金子一平君登壇、拍手〕  
○国務大臣(金子一平君) 阿部さんの御質問の、財政再建のために一般消費税を導入しようとしているように見えますが、その前になすべきことがたくさんあるんじゃないかという御質問でございます。

が、財政再建のためには歳入の節減、合理化や税負担の公平確保に努めなければならないことは当然のことでございます。特に歳出面では、例年と異なりまして、明年度予算の編成に当たりまして、概算要求を待たないで、早目に政府部内で合理化、効率化のための方策を目下検討することになっております。

また、税負担の公平確保につきましては、従来からいろいろ問題になっておりました点につきましてはは相当思い切ったメスを入れたつもりでおります。五十五年度には利子配当総合課税につきましても結論を得るよう目下鋭意努力をいたしておる最中でございます。

また、国庫補助負担金の計画的な整理合理化。ことしは、明年度予算の編成に当たりまして、特にこの点につきましては真剣に取り組んでまいりたいということで努力をいたしておる最中でございます。見ますと、現在の財政収支のバランスから見て、五十五年度というところはむしろバランスを回復できるというところはむしろ早い機会に一般消費税の導入を真剣に検討しなければならぬと私も考えております。

それから、補助金の交付事務の簡素化でございますが、五十三年度において行政監視委員会の答申が出ました。その線に沿いまして各官庁で事務手続の総点検を実施いたしました結果、交付決定時期の早期化とか交付申請書等の提出部数

の削減等、相当思い切った措置を講じたつもりでございますが、なおこの点につきましては今後さらに引き続いて簡素合理化に努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

以上でございます。(拍手)  
○議長(安井謙君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(安井謙君) 日程第一七 国務大臣の報告に関する件(農業基本法に基づく昭和五十三年度年次報告及び昭和五十四年度農業施策、林業基本法に基づく昭和五十三年度年次報告及び昭和五十四年度沿岸漁業等振興法に基づく昭和五十三年度年次報告及び昭和五十四年度沿岸漁業等の施策について)

農林水産大臣から発言を求められております。発言を許します。渡辺農林水産大臣。

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(渡辺美智雄君) 農業、林業及び漁業の各昭和五十三年度年次報告並びに昭和五十四年度年次報告について申し上げます。その概要を御説明申し上げます。

第一に、農業について申し上げます。

最近、農業をめぐる諸条件が大きく変化する中で、農業就業人口の減少率は著しく鈍化し、若い農業従事者が増加する傾向が見られます。農業生産は畜産等を中心に増大していますが、

米、ミカンは過剰基調にあり、その他多くの農産物の需給が緩和しております。他方、麦、大豆、飼料作物等は需要に対して生産が不足する状態にあります。

昭和五十三年度には、水田利用再編対策が行われ、麦、大豆、飼料作物等を中心に、転作は目標を上回って実施されました。しかし、米の過剰傾向は一層強まっております。米の消費拡大対策と転作の一層の定着、推進を図っていくことが必要となっております。

一方、国民の支出する食料費に占める流通、加工サービス費の割合が年々増大しており、食料品価格の安全を図る上で、流通、加工サービス部門の合理化が一層重要になっております。

農業構造の面では、借地による農地流動化の動きが見られ、また、基幹男子農業専従者のいる農家において、農業労働時間を増加させ、規模拡大や経営の複合化などにより農業経営の発展を図る動きが進んでおります。

また、民族の苗代とも言える農村は、五千万人近い国民が居住する生活空間となっており、生活環境の整備や就業機会の確保を図るなど、農村における定住条件の整備を進めていくことが必要になっております。

わが国農業は、一億人を支える人口を持つ世界有数の市場を背景に、農業者の努力と適切な施策によって、その発展が期待されております。こうした中で、農政の当面する重要な課題とし

国務大臣の報告に関する件(地方財政法第三十条の二の規定に基づき、地方財政の状況について) 国務大臣の報告に関する件(農業基本法に基づく昭和五十三年度年次報告及び昭和五十四年度農業施策、林業基本法に基づく昭和五十三年度年次報告及び昭和五十四年度沿岸漁業等振興法に基づく昭和五十三年度年次報告及び昭和五十四年度沿岸漁業等の施策について)

このような森林資源をめぐる長期展望から、現

昭和五十二年から昭和五十三年にかけてのわが国の漁業生産について見ますと、遠洋漁業の生産は、海洋新秩序の形成が進む中で外交努力を重ねてまいりましたものの、減少いたしました。一

さらに、わが国周辺水域の一層の活用が重要となつてゐる中で、水産物の生産、流通活動の場であるとともに、漁業者の生活の場として重要性の増してきた漁村の最近の状況について特に章を起こして触れておりますが、漁村は、その立地条件の制約や社会資本の投資の立ちおくれなどから、生活環境の整備の面でおくれている面が多々見られます。

まず第一は、漁業についてであります。

海洋新時代と言われる二百海里時代の到来は、沿岸から沖合いへ、沖合いから遠洋へと発展させ、漁業生産力と資源との矛盾する關係に目を

國務大臣の報告に關する件（農業基本法に基づく昭和五十三年度年次報告及び昭和五十四年度農業施策、林業基本法に基づく昭和五十四年度林業施策並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和五十三年度年次報告及び昭和五十四年度沿岸漁業等の施策について）

昭和五十四年六月一日 参議院会議録第十六号

閣議決定の報告に関する件（農業基本法に基づく昭和五十四年度農業政策、林業基本法に基づく昭和五十四年度林業政策並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和五十四年度沿岸漁業政策等の施策について）

五四六

覆って進められてきたわが国漁業政策のあり方を根底から見直さなければならぬはずであります。ところが、白書の記述からは、その厳しさに向かう情熱の片りんも、さらにまた緊迫感をも受けとめることができません。入漁交渉を通して見た沿岸諸国の対応する形態の類型化と漁業離職者の動向分析を淡々と事務的行ったにすぎません。また、対策についても、周辺水域の見直しなど、従来の施策を踏襲をし列挙したにとどまっておるのではありません。

北洋における漁業の制限は、千百隻余の漁船、八千人を超える漁業離職者を出し、関連する水産加工業界や関係市町村に与えている影響は甚大であります。かつ、沿岸各国の規制が年々強まる中で、高度回避性魚のカッパ、マグロまでが入漁料なしの漁獲が可能となりました。わが国が主張する実績主義は通用しないのみか、余剰原則すら危ぶまれているのが現状ではないでしょうか。その緊迫した厳しい情勢にあればこそ、漁民、関係者に明確な方向を指示し、不安を取り除くべきが白書の使命ではないでしょうか。

政府が激動する漁業情勢に戸惑いし、まさにギョギョッとして場当たり的対策に終始し、海洋新時代における漁業政策に本腰を据えて取り組むべき重大な義務を怠っているとしか言えません。総理、農林水産大臣に、その所見を求めるところであります。

二百海里時代における沿岸諸国の主権強化は当

然であります。その流れの中でわが国の入漁を確保するには、外交交渉以外にございせん。その使命は重大であります。ところが、最近、入漁交渉の中断や、余りにも高い入漁料での妥結など、その対応の不十分さが目立っており、情勢は分析能力、さらには対応機能が欠如しているのではないのでしょうか。二月九日、ユースタリカ共和国ココ島沖合での第二長久丸拿捕事件は、明らかにそのための犠牲であり、全く政府の責任であります。私は、緊急に漁業外交、その体制の強化を図るべきと考えますが、外務、農林水産両大臣の見解を求めるところであります。

北洋漁業で一昨年は五十一万四千トン、昨年はさらに三十万トンもの漁獲量減量の打撃を受けましたが、イワシ、サバの大豊漁に救われて、一千万トン台の漁獲量を維持することができました。白書では、なおしばらくこの豊漁が期待できると分析をしております。しかし、イワシ、サバなど沖合い性多獲性魚は、資源変動の激しい特徴があります。また、沖合い漁業経営のほとんどが小規模経営体であること、漁獲物の大部分が、えさ、飼料化されておまして、かつ、食用化技術が立ちおかれていることの原因もあって、食用率が低いことでもあります。したがって、流通上の問題は価格の大幅変動のおそれなど、不安定な要素はいっぱいあります。いやしくも、神様頼りの豊漁に期待するのみでなく、沖合い漁業関係の総体

的抜本的振興対策が講じられねばなりません。農林水産大臣初め、どのようなこれに対応する構想と対策をお持ちなのか、お尋ねをいたします。

沿岸漁業はわが国漁業の中核として期待され、漁場整備開発事業、漁港整備事業など一連の沿岸漁業振興諸対策が進められてきておるわけでありますが、資源管理型漁業を目指し、これを確立をしていくためには、なお多くの問題が山積をしておるのではありません。とりわけ、海岸埋め立てや赤潮、油による漁場汚染等、漁場確保の問題、水質保全対策が必要であります。景気の動向とともに、悪化の危険性を増大させることは必至であります。この際、強力な規制を設定すべきであると考へますが、いかがでしょうか。また、資源をめぐり、遊漁と漁業との関係は深刻の度を増しつつありますが、これにどのように応じようとするのか、お考えを、農林水産大臣、環境庁長官の各所見をお聞かせをいただきたいと思ひます。

さらに、遠洋、沖合い、沿岸、内水面を問わず、漁業活動が漁民によって支えられておるのは当然でありますけれども、これら漁業従事者、労働者の生活諸条件はきわめて劣悪なのであります。老後保障、後継者育成の観点からも、農業者年金基金法による農業者年金と対等の漁業者年金制度を確立すべきと考えますけれども、これは総理並びに農林水産大臣の所見をいただきたいのであります。

次に、林業であります。白書が、森林資源の

整備と林業発展という長期課題に取り組み、二十世紀初期には世界の木材資源が不足することを予測をし、厳しい環境下にあるわけでありますが、このわが国森林と林業の現実をとらえ、自給体制整備への警鐘を打ち鳴らした点は、遅きに失したとは言いがた、わが日本社会党が長年指摘をしてきたことに応じようとするものとして、一応の評価をするところであります。

わが国の林業は、近年の需要の伸び悩みと無秩序な外材輸入によって価格が低迷し、後退の一途をたどっておりますけれども、なお加えて、いま米、カナダの関税引き下げの圧力もかけられておるのであります。林業は収益性の低さから経営意欲をなくし、ために造林面積は急速に減少しております。林業の担い手となるべき山村の若年労働力は、都市の労働事情によって一部Uターン現象を見たものの、依然として都市に流出したままであります。もはや山村だけの力ではどうにもならないところに来ているのが実態であります。これはまさに歴代自由民主党内閣が大資本に主体を置き、第二次、第三次産業を優先をし、農業、林業の第一次産業を軽視をし、犠牲としてきた結果であります。この反省なくして、林業再建、健全な森林経営はあり得ません。総理の林業、森林管理の基本姿勢を問うところであり

す。福島県の東村というところでは後継者新婚夫妻の激励会を村営で開催をする、あるいは富山県の



平村では村内就職者に賃金補てんの制度を取り入れる、こういうことをやっておるのであります。これは、森林、林業動向と運命をともにする地方山村の苦悩と現実の姿ではないでしょうか。

そこで、第一に、現行林業経営の最大の問題点である外材輸入に対し、適正量を維持するための規制を強化すべきであります、その具体策並びに関税引き下げ等の外圧対策をどうお考えなのか。

第二に、林業を主産業とする過疎山村対策として、この際思い切った制度、措置をとられるべきだと考えますが、いかがでしょうか。第三に、不良造林地の把握と解消は林野行政の基本問題であります。国有林においてすら総面積の二〇％に相当する約四十万ヘクタールが指摘されている現状を踏まえ、民有林の実態把握に努め、早急に対策を講じるべきだと考えますが、その対策についていかがお考えか。第四に、林業経営に活力を求め、向上させるための指導目標数値を示して、施策のより充実を図るべきだと考えますが、いかがでしょうか。第五に、依然として食いとめることのできないマツクイムシ対策の強化について考えを、第六に、職業病である振動病に対し、その予防と治療に十分さを指摘をせざるを得ないのであります、とりわけ民間山林労働者の健康管理についての考えを、以上六点について、農林水産大臣の所見をお聞かせをいただきたいのであります。

次に、農業についてであります。

いまや日本農業は、外圧による厳しい難題と国内での農業情勢の激しい変貌の中で、窮地に立たされておるのであります。政府は、わが国の農業、農村の将来展望を踏まえ、新たな発想において、世界情勢の進展の中での日本の展望をもとに、基本農政路線を打ち出すべき時期に来ていると判断するものであります。その意味で、今回の白書は、その期待に反し、従来の延長線にこだわ、危機に直面をする農民の期待を裏切り、国民各階層の理解と協力を求めるという基本的立場が失われたものと言わざるを得ません。

農業基本法制定直後の六〇年代を高度経済成長への協力によるおこぼれの発展期とすれば、七〇年代は、米、ミカン、牛乳等の過剰の表面化に対し、片や、麦、飼料作物、穀類等自給率を低下させ、輸入依存を余儀なくした、過剰と不足の混在、混迷時代とも言えるのであります。今日、八〇年代を迎えるに当たって、主生産としてきた米の大過剰に対する有効な克服策も打ち出し得ないまま、生産調整を主とする農業再編成の難問と、日本経済の体質から来る犠牲の押しつけを強いられる重大な苦境に立たされているのであります。農民の危機意識は最高度に達し、いまや爆発寸前という状況にあります。白書は、農民のこの意識に対し、農業政策との接点としての思い切った具体策の提起を図るべきであります。ことさらにこれを回避しているのは、きわめて問題であります。白書のあり方についても検討すべきじゃない

でしょうか。総理並びに農林水産大臣の所見を表明いただきたいのであります。

さらに、白書が指摘し、本年講じようとする農政の重要課題として、第一に地域農業生産の再編成、第二に需要の動向に応じた農業生産の振興、第三に農業生産基盤、第四に農村における定住条件の整備を挙げておるわけですが、これは、現在進められております基本農政構想をめぐる農林水産省内に設置をされた七部門の研究プロジェクトチームの発想の基盤と相とにもするものと判断をいたします。それだけに、今後、農政の指し示そうとする基本方向は重大であり、それを明示することが責任ある態度ではないでしょうか。白書のあり方とともに、農林水産大臣の明快な答弁を期待するところであります。

最後に、大平総理にお尋ねをいたしますが、あなた、わが国の将来の構造を、このまま都市型国家、消費型国家として誘導されていかれようとするお考えなのか、それとも、それを改めて、第一次産業を基本とする活力ある生産国家として構築されようとお考えなのか。日ごろわが国防衛体制を強調される自由民主党総裁・日本国総理として、食糧自給体制の脆弱な現実、そして田園都市構想なるものとの矛盾をどう克服されようとするのか、この際、国民の前に明らかにされることを求めて、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣大平正芳君登壇、拍手)  
○国務大臣(大平正芳君) 漁業振興の問題について

てのお尋ねが最初にございました。二百海里時代を迎えてのわが国の漁業政策の方向といたしましては、外に向かつては、果敢な漁業外交を通じて遠洋漁業の実績を確保するという、内におきましては、沿岸、沖合い漁業の振興と、二つの方向が考えられると思います。具体的なことにつきましては、所管大臣からお答えあることと思

います。それから、漁業者年金についてのお尋ねでございました。漁業者に比べまして見劣りがするではないか、農業者並みの年金を考へるべきでないかという御趣旨と承りましたが、この漁業者集団はその規模が小さいこと、また漁業就業人口が減少傾向にあり、また高齢化の傾向を見せておりますので、この言われるところの年金制度を確立するということは非常に困難だと思います。けれども、環境の整備、福祉の充実につきましては、政府として十分力をいたさなければならぬことと考えております。

第二に、林業についてのお尋ねでございました。林業の衰退ということ、これは、経済の安定、高度成長から安定成長移行に伴う現象と見るべきでございまして、ひとり林業ばかりじゃございせん、他の産業も同様の試練に直面いたしましたことは御案内のとおりでございまして。したがって、これに対応いたしました、政府といたしましては、木材の需給並びに価格の安定、それから生産基盤の確立、それから林業構造の改善、その担い手の対策等あわせて林業政策を推進してまいりた

いと考えております。

第三の点は、農業と農民の現状をどう見るかと、その将来をどう考えるかという御趣旨のこととございました。農業と農民の現状認識につきましては、白書が文字どおりお答えいたしておるわけでございますけれども、一口に言って、厳しい試験にあることは全く同感に存じております。しかしながら、農林水産大臣もかねがね主張されておられますように、一億一千万の豊富な市場が身近にあるわけでございますので、しかも、購買力がきわめて旺盛な市場を控えておる日本の農業の将来は、決して暗いものではないと考えております。

第四の問題といたしまして、今後の国家の骨組みといたしましてどういう構想を持っておるかというところでございますけれども、私は、かねがね、中央・地方、農村・都市を通じて、われわれの生活空間がバランスのとれた情報、環境が整備されて、今日の文化の恵沢に公平に浴することができるよう日本でなければならぬと考えておるわけでございます。都市に偏してもいけないし、農村に偏してもいけませんけれども、都市、農村を通じて、われわれは変わることのない福祉が享受できるような日本を構想しながら努力すべきものと考えております。(拍手)

(国務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手)

○国務大臣(渡辺美智雄君) かなり広範に、十五、六間にわたるので、答えをなるべく簡潔にや

らしていただきます。

まず、白書の考え方についてでございますが、どうも白書に緊迫感がないじゃないかというような御批判もあるのですが、白書はやはり客観的な事実を中心にして書いていかなきゃならぬと、そういうようなことでございますので、余り主観を入れないで、いままでの実態をありのままに実は書いておるのであります。それで、その状況を踏まえて、将来をどうするかということについても、はっきりした方向を輪郭づけておるわけでございます。そういうように御理解をいただきたいと思います。

それから、漁業関係の不安を除けというお話でございますが、漁業は非常に厳しい状態にございますので、総理の施政方針演説でも言っておるように、この二百海里時代になって約三分の一の水揚げのある外国の専管水域から追い出されるということは大変なことであると、したがって、漁業外交を積極的に展開するということを初めて総理が今回取り上げてきたわけでありました。したがって、われわれは、まず、外国の二百海里内における既存の権益を確保するために最大限の外交努力を、外務省、政府一体になって果たしてまいりたい。なお、われわれとしては、新漁場の発見あるいは新技術の開発というものも進めてまいりますが、それと同時に、やはり沿岸漁場、沿岸漁業の振興のためのいろいろな対策も講じておるわけでありまして、沖合いについても同様でございます。

それから、どうも情勢分析が甘いじゃないか、コストリカで知らないうちに船が入って、つかまって罰金を取られるようになった、これは政府の責任だというお話ですが、これは、連絡が悪く情報が悪化しなかったということについては、かねて私といたしましては遺憾の意を表明しておいたところでございます。世界じゅうが、それぞれの国によって、二百海里を引いておるところもあるし、引かないところもあるし、取り締まりの仕方、いろいろ千差万別、違うものですから、非常に大変なことではございますが、極力これらの新しい情報を入手をして、漁業者に関係機関を通じて徹底するように今後とも努めてまいり所存でございます。

その次は、北洋漁業にかかわる沖合い漁業等の関連企業も含めた振興対策を圖っていくということでございますが、全くそのとおりでございます。沖合い漁業の振興ということには今後一層力を入れてまいりつもりであります。一般的に振興の策と申ししましても、これは中小企業関係が多いものですから、それらの漁業経営者におけるところの経営基盤もまた脆弱でございます。したがって、これらを、構造改善事業の計画的な推進や漁業近代化資金の効率的な活用等を用いてこれらの漁家の体質改善に努めてまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

それから、沿岸漁業の振興を図るために、赤潮、油濁等の公害から漁場を守る方策はどうであ

るか。これも非常に大事なことであって、海や川が汚れたのでは魚が来ないわけでありまして、基本的には、水質汚濁防止法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等、関係官庁ともよく連絡をとりながら、これらの海の汚染防止ということについては厳重にこれを監視をし、法律の適正な運用を圖っていくように密接な連携をとってまいりたいと、かように考えております。

なお、農林水産省といたしましては、漁場の環境保全対策として、魚介類の汚染状況調査あるいは開発行為に対する漁場環境影響調査、漁場の復旧事業あるいは赤潮対策事業、また、それらのために南海海区水産研究所に新たに赤潮部というものを設置をしていろいろな調査研究を行うなど、積極的にこれらの汚染対策には取り組んでおるところでございます。

それから、漁業と遊漁との調和をよくとってまいりたいと。全くそのとおりでありまして、最近、所得が向上し、余暇の時間がふえると、まして週休二日制というふうなこともだんだんなつてまいりますと、現在でさえも約一千六百万人のレクリエーションの魚釣り、魚釣りと云っちゃどうですか。要するに遊漁者、まあ魚釣りにレクリエーションで行く人が千六百万人もおる。これが非常に一般の漁業の商売、漁業をやっている人と、かち合うところも出てくるわけでありまして、これもしかし、どっちにも言い分があるわけでありまして、これらに対しましては、県の段

階で、よくその商売の邪魔にもならないように、また一般の素人さんも魚釣りが楽しめるように、そこらのところの調整をうまくやっていかなきゃならぬ、そのために、有識者の参集を願って、そこでこの交通整理をうまくできるようなことを考えてまいりたいと、こう思っておる次第でございます。

それから、漁民にも農業者年金と同じように漁業者年金をつくれと、こういうお話でございますが、これについては総理からもお答えがございしました。一つには、漁業者四十五万、農業者年金の場合、対象がいま約二百万でございますが、いま加入者百十三万、漁業者は四十五万で、そのうち船員、漁船の適用者が約十一万おりますから、三十四万ぐらしかあと残りがいない、年金のグループとしては非常に小さいということが一つございします。それからもう一つは、農業の場合は国民年金という土台がございまして、老後保障は一応国民年金と、そのかわり経営移譲という、一つの経営の若返りということを促進するために農業者年金というものがかなり政策的につくられたものであると、こういう事情がございします。したがって、その土地を自分の後継者なりあるいは第三者に譲って、経営を移譲して自分は引退するという人に対する年金ということでございします。ところが、この漁業の場合には、対象となる権利を持つていられるのは、個人個人が権利を持つていられるんじゃない、海そのものはこれは公のもの

でございますし、漁業権というのも、これは個人個人というよりも、これは組合なら組合が共同漁業権という形で保有主体になっておるのであります。したがって、漁業権の行使規則によって行われると、こういうような関係もありまして、組合員が営む権利を自由に特定者に移譲するというわけにもなかなかいかぬし、それによって規模拡大とか何かという特殊なメリットということもなかなか考えられない。こういうような点から、私は、農業者年金と同じ年金を漁業者につくるといふことは、なかなか理屈の上でも非常にむずかしい問題がございします。慎重に検討してもらいたいと思っております。

それから外材の輸入の調整ということでございしますが、外材が三分の二も入って、そのために国産材を圧迫している、それが木材の価格低迷で国産材の不振興ということになると、これも確かに大きな原因でございします。しかしながら、直接的にこれを、丸太を輸入規制というようなことは、ガットの関係からもむずかしいし、仮にそういうことを強行することになれば、日本に対する丸太輸出を向こうから逆に規制をして、付加価値をして、日本には製材しか売らないよというふうな点を持ち出されると、いまの段階では非常に困る問題も逆に今度は起きてくるわけであります。したがって、これはなかなか一方的にうまく話ばかりにはいかない。そこで、われわれといったしましては、この関税の問題等においても極力こ

の引き下げの時期、幅等については慎重な配慮をして、国内の林業及び林産業が深刻な打撃を受けないように、これは配慮をしております。それと同時に、やはり一遍にどかっと輸入したりなんかするものですから、これが困るんですよ。いまだに商社なんか、昔は注文買ひだったんだけれども、最近は、一丁もうけてやろうかというふうなこと、まとめて思惑買ひをする、それが外れると非常に問題が起きるということなんでありますから、これにつきましましては、やはり的確な情報をお互いに持たなければいけないということで、これについてはわれわれとしても、木材備蓄機構等を通して、木材の流通在庫、価格に関する情報とか、いろんな世界じゅうのものを収集して、それを皆さんに知っていただいて、そうして、お互いに損するようなことは困るわけですから、秩序ある輸入をしようじゃありませんかというふうなことで、業界の指導をすでに去年の秋から行っておりますところでございます。

それから、過疎山村対策につきましては、これは全く御指摘のとおりでございまして、農道、林道等の整備や経営改善資金の融資というふうなことを特別の扱いでやっておるわけでございします。今後ともこれは継続してまいりたいと思っております。それから不良造林地に対する問題については、再々国会等でも御指摘を受けているのであります。が、今年の夏ごろまでにはひとつ実情を把握をいたしまして、本当に悪いところは早期に保育の手入れなど必要なことは行いたい、こう考えておるわけであります。

それからその次でございしますが、林業所得についても何か目標数値のようなものをこしらえて政府は指導したいじゃないか——そうできればいいんですがね。ところが、日本の林家の九割以上は兼業なんです、これは。ほとんどもう農業と一緒にやっておるということで、林業所得だけをちゃんとつくってこういうふうな指導しなすと言っても、大きいものあれば小さい人もあれば、いろいろ種々雑多であるというところ、やっぱりこれは農業などと適切な複合経営の実現という形で指導していくことがいいのじゃないだろうか。ただ、林業生産の基盤の整備等林家にとって必要なものについては、これはほとんどわれわれも助成をやつていくつもりでございします。

それからマツクイムシの対策。これも非常に重要な問題で、まず、発生しないようにすることが一番なんです、これは。これがまたしかし、むずかしいわけでありまして、空中散布という手があるんだけど、空中散布もまずいじゃないかという御批判もいろいろあつて、それじゃ、昔はともかく伐採をして燃しちゃうということをやつておつて、きわめて原始的なやり方。大量に発生すると、とてもなかなか切り切れない、空中散布をしても余り効果がないということも言われたり、

昭和五十四年六月一日 参議院会議録第十六号

国務大臣の報告に関する件(農業基本法に基づく昭和五十四年度年次報告及び昭和五十四年度年次報告並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和五十四年度年次報告及び昭和五十四年度年次報告並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和五十四年度年次報告及び昭和五十四年度年次報告)

五五〇

注射を打ったらいじやないかと。ところが、木に注射を打つといたって、これも莫大な数量だし、注射液そのものが非常に有害だということで、使い方に問題がある。あるいは天敵利用の方がいいじやないかと、天敵利用のことも考えておるんですが、なかなかまい虫が大量に見つからないというようなことなど、いろいろむずかしい問題はありますが、現在考えられる範囲で、日本の科学の最高の水準で考えられる手は何でも使つてひとつやっていきたい、こう思つておるわけでありま。

それから、振動障害対策の問題についても十分ではないかということですが、これにつきましても、まず、これも予防が大事でありますから、もう病気になる前から手当てをするよりも、病人をこしらえないということが最も大切なところ。したがって、規制の時間を徹底するといふようなことや、振動の少ない機械を使わせるというようなこと、いまはリモコンの機械もあるそうですから、そういうリモコンの機械の導入を図るとか、いろいろな対策をあわせてやってまいるつもりであります。治療についても、現在発見されておる治療法等を適切に利用して、かかった方にはお気の毒でございますから、一刻も早く全快されるようないろんな措置を講じてまいる所存でございます。

それから、農業の白書の話は先ほど申し上げたとおりであります。

農業の基本問題につきましては、これはもう総理からお話があったとおりでありまして、日本はこれだけの消費人口を持つておるわけですから、それにとにかく食べさせるためには外国からさえて持つてこなければ足らないという騒ぎをしてゐるわけですから、これはやり方の問題であります、やり方の問題。どういふふうなことでやるかということについては目下勉強中でございますので、秋のころまでに一応まとめたものを皆さんに御提示して、御審議をお願いいたします。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣園田直君登壇、拍手〕

○国務大臣(園田直君) 答えをいたします。

今日の漁業にとつて情報収集をし、分析をし、速やかに関係者に周知徹底をさせなければ、おくれをとつて大事が来るぞという御注意は、まさにそのとおりであります。二百海里漁業に向かつて急速に変わつておる今日、われわれ努力をして各国の動向を事前に察知をし、情報を収集し、これに交渉をし、そして漁場、漁権、漁業資源の確保等、あらゆる面に協力しつつ、日本漁業がその情報分析をし、これを徹底せしめて、安定、安全に操業できるよう、今後とも一層の努力をしなければならぬと考えております。

なお、交渉については、当事者の二国間または関係多数国間で交渉をいたすわけでありまして、ただいま申されましたコストリカとは、あの水域に關係のある多数国間で、全米熱帯まぐろ委員会

設置条約という条約改定の形式をもつて交渉をしております。(拍手)

〔国務大臣上村千一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(上村千一郎君) 私に對します御質問は、沿岸漁業の振興のために公害から水を守るべく強力な規制を行うべきと思うがどうかという御質問だと存じます。環境庁といたしましては、埋め立てによつて発生する公害あるいは赤潮、油等の公害の発生につきまして、重要な問題として受けとめておる次第でございます。沿岸海域におきます水質汚濁の防止につきましては、水質汚濁防止法あるいは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等がございます。で、それは、事業場からの排水規制とか船舶からの油等の排出規制を行つておりますし、また、下水道の整備等の対策を進めておる次第でございます。また、瀬戸内海、伊勢湾、東京湾等の広域的な閉鎖性水域の水質保全につきましては、水質の総量規制を今年十二日から導入実施することになっております。

種々対策を強力に推進いたしていくと考えております。環境庁としましては、これらの対策を今後とも一層充実強化いたしまして、御指摘のように、沿岸漁業の振興にも側面的に資することができまふよう考えておる次第でございます。

以上でございます。(拍手)

○副議長(加瀬完君) 相沢武彦君。

〔相沢武彦君登壇、拍手〕

○相沢武彦君 私は、公明党を代表して、ただいま説明のありました農林漁業三白書について、総理並びに関係大臣に若干の質問をいたします。

石油ショック以来、世界経済もわが国経済も、そして国内経済の一部門である農林漁業も大きな影響を受けており、現在、この新しい経済情勢にどう対応すべきかという重大な岐路に立たされてゐると言わねばなりません。

まず第一に、漁業の基本的な問題について伺いますが、わが国の漁業は、米を初め、主要農産物の多くが過剰傾向を強め、不況の影響による消費の伸び悩みや農外収入の減退、さらに集中的な輸入攻勢を受けて、「出口なき日本農業」とか、「日本農業冬景色」と表現されるような実情にあります。また、こうした現状は、まさにわが国農政の柱と枠組みが大きく変化せざるを得ない事態に立ち至つてゐると指摘されてゐるところであります。

それだけに、現場の農山村の田畑において汗する農民は、一体わが国農業にどう活路を見出せばよいのか、どう展望できるのかという深刻な悩みに直面しております。

そこで、総理は、わが国の農業を一体どのような持つていくお考えか、その基本構想と、農政の基本戦略をどこに置いておられるのか、さらに、これと表裏の關係にある食糧の安全保障は一体どう確保していくのかという問題も含めて、明確な御所見を承りたい。

第二に、当面する米価、米穀政策に関して質問

いたします。

いまや、米に関連する政策は、米の過剰や財政難を理由に、後退に次ぐ後退が続いている姿がやたらと目につく昨今であります。言うまでもなく、米はわが国にとって伝統的主食であると同時に、夏の高温多雨という気象条件や生産技術の上から見て最も適当な作物であり、わが国農業経営の多くは米を中心とする複合経営によって構成されているのであります。九〇年代には世界的に食糧の需給事情が逼迫することが予測されており、食糧の輸入が困難になることを考えれば、わが国にとって最も生産しやすいこの米の生産体制を少しもゆるがせにすることはならないと思うのであります。

農林水産大臣は、わが国農業、食糧政策の中にこの稲作の問題をどう位置づけられるのか。また、当面する五十四年度産米の生産者価格の決定にはどのような方針で臨まれるのか、特に食糧制度について、現時点における政府の方針を明確にお示しいただきたいと思ひます。

さらに、第二次生産調整の実施に当たっては、生産農家に一方的な犠牲を強いる形で実施すべきではないと思ひますが、転作が円滑に進められるよう、米以外の農産物にかかわる生産、価格、流通、消費にわたる諸対策を強化するなど、条件整備に万全の措置を講ずるお考えがあるかどうか、お聞かせいただきたい。

第三に、全農家戸数の七割を占め、全耕地面積

の五割を占めるに至った第二種兼業農家、すなわち兼業を主として農業に従事するこの第二種兼業農家を農政の上でどう評価するのかという問題であります。

政府は、従来、自立経営の育成とか中核農家の育成とかいうことで、第二種兼業農家に対してはとかく冷淡な態度で臨んできました。時によって邪魔者扱いさえしてきておりましたが、今回の白書において、「第二種兼業農家は、農外所得で家計費を充足しており、また、社会的安定層として地域社会の維持、発展に寄与することが期待されている」として、若干評価を変えてきております。しかし、果たして「地域社会の維持、発展に寄与」という評価にとどめておいてよいものでしょうか。農村においては、土地改良事業などの農業政策を進めていく上において、経済的にも、考え方、時間的な面においても、ある種のゆとりを持ったこれら第二種兼業農家の協力を得ることなしには何の事業も進まないという声を耳にすることも多いのであります。第二種兼業農家の評価の問題については、今後のわが国農業の構造政策を進めていく上においても大きなポイントになると考えられるだけに、より厳密な分析、検討を加えるべきであると考えられます。農林水産大臣は、この第二種兼業農家層に對しどう評価し、今後どういう方針で臨まれるのか、御見解を承りたい。

第四に、地価問題についてお伺ひいたします。

戦前の農地の高い地価や高い地代は農業内のメカニズムから発生したのですが、今日の農地の地価の高騰は主として都市化の影響によるもので、農政サイドだけでは打開が困難な問題であります。このため、所有権移転による農地の流動化はきわめて少なく、農業構造改善の大きなネックになっております。政府は都市の地価対策には熱心であります。農山村における地価対策をどのようにお考えになっておられるのか、農地や林野をも総合した地価対策が必要であると考へます。この点について農林水産大臣並びに国土庁長官から御所見を承りたいと思ひます。

次に林業について伺ひます。

言うまでもなく、わが国林業も年々衰退の一途をたどっており、伐採量、造林面積の推移や間伐の実行不良などがこのことを雄弁に物語っております。今回の白書は、「世界の木材需給が今後必ずしも樂觀を許すものではない」と見通しを述べ、一方、わが国も二十年后には戦後の造林木が伐期に達するというところで大きな夢をつないでいるようです。しかし、それまでの間、一体だれが木に巻きついたつるを切り、枝打ちや間伐等の管理を行うのか、また、二十年後には一体だれが木を切るのか。すでに山村においては林業労働者の高齢化が深刻な問題となっております。林業の担い手という大きな問題を抜きにして、二十年たてば何とかなるという樂觀論に私は大きな疑問を抱かざるを得ません。

森林については、国土保全、資源涵養、環境保全などの公益的機能の面からも、ますますその重要性を帯びてきておりますが、そのような意味合いからも、一体いかなる林業の担い手対策をお持ちなのか、有能な若手林業従事者をいかにして確保養成していくおつもりなのか、この一点にしばって、農林水産大臣の御所見を承りたい。

最後に、漁業白書についてお尋ねいたします。

戦後わが国漁業は目覚ましい発展を遂げてまいりました。しかし、石油ショック以後の石油価格の不安定化、二百海里ショックによる遠洋漁業の縮小、その際に仕組まれた「魚隠し」に起因した消費者の魚離れなどによって、水産王国日本を支えてきた諸条件はすべて失われてしまっております。

そこで、総理にお尋ねいたします。総理は、漁業のこの現状をどう認識しておられるのでしょうか。また、国民の嗜好に合った水産物を十分に確保し、同時に漁業経営の安定を図るという漁業政策の課題をどのような基本方針に基づいて達成されるおつもりなのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

二百海里時代を迎え、現在最も期待されているのは栽培漁業であります。ところが、栽培漁業は昭和三十七年に着手されましたが、現在ようやく一部実用段階に入った程度で、全体的にはいまだ基礎的な試験研究段階にとどまっております。国の栽培施設も、本年度予算で認められた二カ所を

昭和五十四年六月一日 参議院會議録第十六号

国務大臣の報告に関する件（農業基本法に基づく昭和五十三年度年次報告及び昭和五十四年度農業政策、林業基本法に基づく昭和五十三年度年次報告及び昭和五十四年度沿岸漁業等の政策について）

五五一

含め、四カ所にすぎません。そこで、当面、国の施設を八海区に一つずつ整備し、全国の沿岸を栽培漁業でカバーするなど、施策の飛躍的な拡充を図るお考えはございませんか。また、栽培漁業については、法制上未整備なため、予算措置で場当たり的にこれらまで対応しているにすぎません。こうした現状から見ても、わが党では、栽培漁業の飛躍的発展を図るため抜本的な法的措置を講ずることが二百海里時代におけるわが国漁業、とりわけ沿岸漁業の発展のための大きな一つの契機になるという観点に立つて、法律案の準備を鋭意進めておりますが、農林水産大臣はこの法制面の整備についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。明確な答弁を求めて、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○国務大臣（大平正芳君） 私に対する相沢さんの第一の御質問は、農業政策の基本についてのお尋ねでございます。政府としては、農業の本来の役割りが食糧の安定供給でございますので、国内における生産において生産可能な食物につきましましては、生産政策、構造政策等を通じてその生産性の向上を図りながら、その増産を確保していかなければならぬと考えております。そういうことを通じまして、わが国内における総合的な食糧の自給力の向上を図ってまいりたいと考えます。しかも、それによってなお不足する農産物につきましましては、海外から安定、低廉な供給を確保

しなければならぬと考えております。また、農業の担い手、後継者の育成等については特段の配慮をしなければならぬと考えております。

第二の漁業振興策でございます。これにつきましては先ほど坂倉さんにお答えいたしましたとおりでございます。外におきましては漁業権益の確保に努めなければなりませんし、内におきましては、沖合い、沿岸漁業の振興に特段の工夫をこらして、わが国の漁業生産力を維持向上していかなければならぬものと考えております。（拍手）

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕

○国務大臣（渡辺美智雄君） まず第一問は、稲作の位置づけをどうするか。これは、米は日本における基幹作物でございます。主食でありますから、これは重要なものであります。したがって、今後とも大切にしなければならぬ。ただ、過剰は困るわけでございますから、必要なだけのお米はいいお米をつくってもらおうということを第一義的に考えてまいります。

それから、米価をどうするんだと。この米価の問題は、これは決める方は大体決まっております。しかし、ことしは大幅な過剰基調にあるというようないくつかのことがありますから、それらの需給の問題というものを考えていかなきゃならないと、こういうふうに思っております。

それから、転作条件の整備をしろと。ごもっともなことでございます。ことしも新たにソバ等の価格安定制度などもこしらえ、できる限り転作

作物についての定着を図るよう努力をしておるところでございます。

食糧制度の改善、運用の問題につきましては、まあいまだ勉強をしておるところでございますけれども、米不足時代と米過剰時代とは実態が非常に違うわけでございますから、やはり量を中心にはかり考えても実態にそぐわない。したがって、この配給流通面においても市場メカニズムというものがある限り取り入れられればどれくらい実態論として消費者もよいし、生産者もよい米をつくることに精を出すということになるのか、そこらのところを考えていかなくちゃならないと。流通の合理化を図る一方、現在違法行為が非常に日常化しているというふうな部門について、取り締まりの必要もないというのなら、そういう煩わしいものは少し身軽にしておいたらいいじゃないかというふうなことを目下検討中であります。

それから第二種兼業農家の問題ですが、これも農家の三分の二がもう兼業農家になっておられるわけであって、これは農村の社会的な安定層として、しかも農村社会の中に定住をしておる、しかも農地を持っておると、そうしてそれも利用もしておるということでありまして、私はそれでいいと思っております。いいと思うのですけれども、本当に小さな農地だけれども、有効に使っておるといふ兼業農家もあるし、資産的保有として土地を持っておって、余り土地の生産性というものは労働力の

わりにペイしないという兼業農家もあるわけでありまして、そういうような兼業農家に対しましては、土地の有効利用というふうな点で、もっと実質所得が上げられるような、しかも、土地を保有していても農作業から解放されるような制度をあわせ考えてやる必要があると。したがって、これはやはり農村社会においては安定的な階層として、私は、農地は持つておられるけれども農作業からは手を引く兼業農家も出ていいんじゃないかと、そのようないろいろな制度を研究していきたいと考えております。お互いがそれで幸福になれるように、お互いが所得が増大するように考えることが必要だと思っております。

それから、地価の高騰の問題は規模拡大の隘路になっておると。まことにそのとおりでありまして、これは農地法その他で、乱開発規制その他をやっぱり各省と連絡をとって徹底をして、農地の高騰は困るわけですから、私は、その点には引き続き力を入れて、抑えてまいりたいと思っております。

それから、国産材が二十年たつたらすぐ来るようなことを言っているけれども、そう簡単にいくかと。決してそう簡単にいくと私は思っておりません。したがって、いま造林等について意欲が薄らいでいるので、これについては、まあ四十五年の長期融資とか、いろいろ二十五年間も、最初から保育、間伐まで助成をしようとか、そういうような非常に例の少ない助成策を講じて国内の造林



を広めていくし、国産材の利用をしてくれる業者に対しては特別な融資制度を設けるなどして、国産材が愛用されるような措置を講じて、国産材の後継者といいますが、生産の後継者を育てていくつもりでございます。

栽培漁業については、これも今後大きな問題になるのでありまして、現在も瀬戸内海等を中心にしていろいろな事業場がございますけれども、この地域に一つというようなことも、それぞれの海域の実情に応じて必要なセンターとか、そういうようなものはござらえていたらいんじゃないかと、私もそう思っております。もう現に幾つもござりますが、そのほか、北海道の厚岸とか五島列島とかに、それぞれ目下建設をしておるわけでありまして、今後とも必要に応じて考えたいと存じます。

それから法的な問題でございますが、この法的整備の問題につきましては、これは必要かどうか今後検討させていただきます。いただきますが、栽培漁業振興それ自体につきましては、技術の面、それから施設の面、人の面等について今後ともせいぜい努力をしてまいる考えでございます。(拍手)

〔国務大臣中野四郎君登壇 拍手〕

○国務大臣(中野四郎君) 農山村の地価対策をどのように考えているかと。お答えをいたします。

最近の農地価格の動向を農業会議所資料で見ますと、市街化区域農地のように転用見込みのものは別といたしまして、純農村地帯の田畑価格につ

きましては、五十年以降その上昇率はわずかながら低下傾向を示しております。農地から農地へあるいは林地から林地への取引については、農地法による移動の規制等によりまして、その利用の適正化が図られているところでありまして、これにより、他用途への転用への思惑等が抑制されております。価格の安定が、結果、図られるものと考えておる次第でございます。(拍手)

○副議長(加瀬完君) 立木洋君。

〔立木洋君登壇 拍手〕

○立木洋君 私は、日本共産党を代表して、農業、林業、漁業三白書について、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

農業白書では、農業が安定的に発展しつつあるかのように描き出していますが、それは、今日の農業、農民の実態から全くかけ離れているのであります。米ばかりか、牛乳もミカンも野菜も過剰で、畜産物価格は二年連続の据え置き、都市に出て働くにも兼業の機会も狭められている、これが農民の声であります。しかも、米以外の穀物の自給率はわずか四割にまで落ち込んでいるのであります。このように、わが国の農業、食糧危機はむしろ深刻になっているのであります。総理、あなたは、この深刻な日本農業の現状を危機的な状況として真剣に認識なさっておいでになるのか、はつきりと御答弁を願いたいのであります。

この農業のゆがみをつくり出した主要な要因の

一つは、農産物の無原則的な輸入拡大でありまして、政府は、これは抑えるどころか、一昨年来の日米交渉で、牛肉、オレンジのなし崩し自由化とも言ふべき、とめどもない譲歩を繰り返して、さらに、さきの日米共同声明で、アメリカ農産物の輸入拡大に緊密に協力することを約束したのであります。総理、あなたは、アメリカ議会の対日経済要求の総まとめとも言ふべきいわゆるジョーンズ報告が、食糧制度の一つの柱である小麦輸入の政府管理の廃止を迫り、さらに、わが国に食糧自給計画の放棄までも迫っているということをどのようにお考えになられているのでしょうか。これは、日本国民の胃袋の支配をもちろぬアメリカの圧力に屈し、「経済構造の転換」と称して日本農業の縮小と切り捨てを約束させられたものではないでしょうか。こうした動きに呼応して、一九七五年に閣議決定した計画の改定を行うと国会でも答弁をしていますが、その内容は、自給計画をダウソクさせ、農地も大幅に縮小することを考えているのではないのでしょうか。この際、政府の方針を明確にお示し願いたいのであります。

私は、日本経済の自主的基盤を確立し、経済構造のゆがみを正していくためにも、米過剰問題の解決と結びつけて農業を再建することが重要な課題であると考えます。しかし、政府が進めている水田利用再編対策が米減らしの押しつけにすぎないことは明らかであります。転作転作と言っても、牛乳やミカンばかりか、麦や飼料作物でさえ

も、つくっても売れないという事態すら出現しているではありませんか。米以外には安心してつくれるものがないというゆがみをますます深刻にしておいて、それでも転作が順調にいらっていると強弁するおつもりなのか、お伺いしたいのであります。

わが党がかねがね主張していますように、土地基盤整備、機械化を含めた栽培技術の確立、販路の確保はもちろんのこと、米以外の農作物価格を米並み、またはそれ以上にするなどの転作の条件を整えることこそ、米過剰を民主的に解決する唯一の道であることは明白ではないでしょうか。

さらに、食糧制度が米の増産と自給の達成に果たした教訓を生かすべきであります。すなわち、麦や大豆、飼料穀物を食糧制度の対象とし、輸入穀物も含めて政府が管理をすること、また、これらの輸入差益も活用することによって穀物生産の発展と消費者価格の安定を図ることは十分可能なのであります。総理、いまこそ、こうした方向に思い切った農政を転換し、日本農業の新たな、豊かな発展を思い切った切り開くことが、あなたの責任ではないでしょうか。明快な答えを願うものであります。

次に、当面する米価決定についてであります。総理、あなたは、財政再建の決め手として一般消費税の導入をもくろみ、あわせて米、国鉄、健保のいわゆる三巨の政府財政負担の全面的整理についての検討を指示したと伝えられています。

昭和五十四年六月一日 参議院會議録第十六号

國務大臣の報告に関する件(農業基本法に基づく昭和五十三年度年次報告及び昭和五十四年度農業政策、林業基本法に基づく昭和五十三年度年次報告及び昭和五十四年度林業政策並びに沿岸漁業等関係法に基づく昭和五十三年度年次報告及び昭和五十四年度沿岸漁業等の施策について)

五五四

さらに、農水相は、生産者米価を据え置くばかりか、品質格差の導入によって実質的に引き下げることを、さらに、消費者米価をこの二月に引き続き年内にも再引き上げすると公言をしておられます。まさにこれは、農民の経営と消費者の生活を守ってきた食糧制度に対するむき出しの敵視であり、国民生活に対する攻撃にほかならないと考えるものであります。生産者米価については、生産農民の意見を十分に尊重し、その要求にこたえるとともに、消費者米価については、第二の狂乱物価が心配され、しかも米の消費拡大が重要なこの時期に再値上げするなどという愚策は、断じてやるべきではありません。総理並びに農林大臣の答弁を求めるものであります。

次に、白書が兼業農家を農業発展の邪魔者として扱い、その追い出しをことさらに強調していることについてであります。

政府は、価格政策、減反政策を動員し、さらに農用地高度利用促進事業で肩たたきまでして追い出しに躍起になっていきます。賃金が低く、就労も不安定な状況のもとで農業から締め出すこのやり方は、多くの兼業農家の生活を根底から突き崩すものではないでしょうか。また、これが雇用安定を求める時代の要求に逆行するとはお考えにならないのでしょうか。お答えを求めます。

次に、林業白書についてであります。

白書は、木材自給率が過去最低となったことを指摘し、このままでは森林の管理は粗放化し、健

全な森林の有する機能は大きく低下しかねないこと林業危機を強く訴えています。こうした危機を打開するために当面必要なのは、第一に、政府が山林面積の三〇％を占める国有林経営の赤字を理由にした機轉の縮小や森林管理の手抜きを行うことをやめるべきであります。治山治水、自然休養林や保安林の管理などに一般会計資金を積極的に導入することであり、第二に、無秩序な木材輸入による木材価格の低迷が林業経営意欲の低下をもたらし、林業生産活動を縮小させている状態から脱却するために、国産材を中心とした市場、流通体制を整備し、間伐材用途の拡大、手入れの必要な森林の保育に対する援助を強めるべきであります。以上二点について、農水大臣の具体的な答弁を求めるものであります。

最後に、漁業白書について伺いたします。

二百海里時代が三年目を迎えた今日、わが国二百海里水域内の漁場を公害や埋め立てから守り、積極的な整備開発を進めながら、資源利用の適正化と高度利用を図るための抜本策をとって、沿岸、沖合い漁業の多面的振興を図ることは焦眉の課題であります。

まず、公害による慢性的被害が年間百万トンの漁獲にも相当すると推算されている状況のもとで、どのような漁場確保策をお持ちなのか、また、漁場を奪うだけではなく、あらゆる公害の原因ともなる大企業本位の埋め立てを当分禁止するおつもりはないか、お伺いをいたします。

次に、漁場利用の民主的秩序づくりと資源を適正に管理する上からも、韓国トロール船団による日本沿岸、沖合いでの無謀操業を規制することは緊急の課題となっております。漁業者の強い要求と、わが党のたびたびの追及のもとで、政府は、韓国と協定を結び、国内規制措置を守らせると言明してきたはずであります。二年越しの交渉にもかかわらず、何ら前進が見られないのは、国民に対する約束違反ではありませんか。関係漁業者の意見調整を急ぎながら、わが国の二百海里水域内の資源の保護と管理を基本として、韓国漁船に対する、操業の水域と期間、漁法、船型などの有効な規制を直ちに行う決意があるのかどうか。一体いつまで韓国側の頑迷な拒絶に屈し、日韓癒着を背景にした弱腰の姿勢を続けるおつもりなのか。明確な答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○國務大臣(大平正芳君) 立木さんの第一の御質問は、農業の危機をどう認識しておるかというところでございました。確かに、農業も時代的な試練のもとにあると思います。しかし、これは農業ばかりじゃございませんで、他産業も、程度の差こそあれ、また、態様の差こそあれ、それぞれの問題を抱えておる時代でございます。これに對しまして、政府といたしまして、各種の施策を講じまして食糧の安全供給を図っておりますし、農業者の所得確保を図ってまいっておりますわけでございまして、この政府の努力は相当評価されてしか

るべきじゃないかと考えております。

それから第二の、ジョーンズ報告なるものが、小麦の輸入の政府管理の廃止、それから食糧自給計画の放棄を要請しておるのではないかと趣旨の御質問でございましたが、ジョーンズ報告にそういうことは書いてないかと私は考えております。小麦の輸入が政府管理であるという事実には触れておるようでございますけれども、それを廃止せよとは、そういう要請はないように思います。それから、わが国が自給力の向上を図っておるといふことに触れまして、アメリカは低廉な食糧を供給する用意があるといふことを書いてありますけれども、自給力の向上計画をやめるといふような失礼なことは書いてないように思います。日本の農業政策は日本が決めますから、日本政府が決めますから、御心配はいただかないようにお願いしたいと思います。

それから、日米首脳会談で日本農業の縮小、切り捨てを約束したのではないかと、またこれ、オーバーな御質問でございましてけれども、そういうふうなことはいたしておりません。共同声明をよくお読みいただきたいと思います。それから四番目に、しかしながら、農産物貿易を日米間でたくさんやっておりますので、それを円滑にするための協議をやっていくということは書いてございますが、切り捨てを約束するといふようなことはどこにもございせんから、御心配なくお願いいたします。

それから、米価の問題でございますが、米価は、食糧法に基づきまして米価審議会の審議を経て適正に決めるべきものと思いますが、その決定に当たりましては、需給事情、財政等が無関係でないとは考えております。

それから、漁業に関連いたしまして、公有水面埋め立ては漁場の保全の意味からも規制しなければならぬじゃないかという趣旨の御質問でございます。この問題につきましては、公有水面埋立法の厳正な運用で御心配のないようにいたしたいと考えてます。

その他の問題につきましては、所管大臣からお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇 拍手〕

○国務大臣(渡辺美智雄君) お答えをいたします。

米以外には転作物がないんじゃないかと。そういうことはございません。それは、麦でも大豆でもビール麦でも飼料作物でも、かなりつくっております。転作の全体の三分の二がそういうような重点作物でいまつくっていただいております。(安心がでない)と呼ぶ者あり)安心してつくっておるわけです。

それから、これから土地基盤整備や販路の確保、特に販路の確保をやれということでございますが、これは確かにいま言ったようなことで、安心してつくれるものをふやしていくように、ことなどもソバについても価格安定の制度も取り入

れることにいたしました。それから、転作がやりやすくなるための土地基盤整備等は、排水事業を初め、いろいろ予算の上で実施することになっております。

それから、麦や大豆、えさ、もう全部食糧の対象にしろと、こういうようなことでございますが、麦や米はなっておりますけれども、その他の転作物までやるようなことは考えておりません。

それから、生産者米価を農民の要求にこたえて大幅に引き上げ、消費者米価は引き上げるなど、こういうようなことは、いまもって言えるのは結構な御身分だと私は思っております。(拍手、「食管はどうしたの」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) 食管ですか。消費者米価を再値上げをすることは目下考えておりません。

それから、兼業農家が農業の重要な担い手であるというようにわれわれは評価をいたしております。兼業農家は非常にわれわれは大切に思っております。これを追い出をするというようなことは言っておりません。これは選択の自由任せますということを言っておるわけでございます。社会の安定的な中堅階層として非常に大切だということをお私に言っておるのであります。

それから、国有林の経営の機構の縮小、それから、そういうような森林の管理の手法、こういうものをやめると言うんですが、これは、国有林野についてはいろいろ改善計画を立てて、生産

基盤や事業運営の効率化、経営管理の適正化、当然これは進めるべきものでございます。国有林野といえども、やはり民間企業が合理化できるようなものは一緒にやっばり合理化をしてもらわなきゃならない、当然のことでございます。したがって、一つの村に二つ管轄がいまもってあるというところがある場合には、そういうものの統合をしてもいいんじゃないかすることは、町村でもどこもやっておりますから、国有林でも一部実施をしたのは当然だと私は思っております。

それから、国産材を中心にして販路の拡張といいますが、市場、流通体制の整備を図れと。これは私もそう思っておりますから、改良型の在来工法住宅の展示等を通して、いろんな大工さんとか工務店、木材業界との連携の強化を図っておるところでございます。森林組合による共同販売所の設置、こういうものもつくったり、木材市場の整備のための調査等を行っております。また、五十四年度からは住宅需要が三大都市以外の地方都市を中心に増加するものと考えられますから、今回の国産材産業振興資金制度の活用によって産地市場を活性化する考えでございます。

間伐材の用途の拡大等についても、いろいろと創意工夫をこらして、それらの助成事業を行っているところでございます。

森林の保育への助成等も、森林総合整備事業の創設や、あるいは農林漁業金融公庫の造林資金の

融資枠の条件緩和、枠の拡大等がそれでございます。それから、公害による被害について漁場を守るということについては、先ほどの答弁にもありましたが、各省とよく連絡をとって水質の汚濁防止に努める一方、農林省としては、魚介類の汚染状況の調査、開発行為に対する漁場環境影響調査、漁場の復旧事業、赤潮対策事業等を引き続きやっていくつもりでございます。

韓国船の沖合いでの無謀操業に対しましては、再三にわたり交渉をいたしてまいりまして、二、三日前には韓国の国会議員が北海道を視察し、関係者の方とも話し合いをしてこられたということはお知らせを受けております。したがって、実情もかなりわかっていただいております。これは一挙に解決をする、力の解決をすれば、今度は西の方で力の問題がまた起きてきて混乱することは思わしくない、極力こういうものは話し合いで決着をつけることが望ましいということをやっておりますので、そう遠くない時期に結論が出るというように確信を持っております。

以上でございます。(拍手)

○副議長(加瀬完君) これにて質疑は終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時十八分散会

出席者は左のとおり。

議長 安井 謙君  
副議長 加瀬 完君

議員  
太田 淳夫君 相沢 武彦君  
和泉 照雄君 矢原 秀男君  
渡部 通子君 藤原 房雄君  
桑名 義治君 内田 善利君  
塩出 啓典君 峯山 昭範君  
三木 忠雄君 柳澤 鍊造君  
柄谷 道一君 亀長 友義君  
原田 立君 馬場 富君  
上林繁次郎君 阿部 憲一君  
和田 春生君 三治 重信君  
金丸 三郎君 遠藤 政夫君  
中野 明君 矢追 秀彦君  
田代富士男君 栗林 卓司君  
木島 則夫君 中村 禎二君  
原 文兵衛君 鈴木 一弘君  
宮崎 正義君 渋谷 邦彦君  
柏原 ヤス君 藤井 恒男君  
中村 利次君 古賀雷四郎君  
志村 愛子君 二宮 文造君  
白木義一郎君 小平 芳平君  
多田 省吾君 中尾 辰義君  
田淵 哲也君 新谷寅三郎君  
上原 正吉君 大石 武一君  
下村 泰君 山田 勇君

江田 五月君 前島英三郎君  
市川 房枝君 青島 幸男君  
喜屋武眞榮君 田 英夫君  
中西 一郎君 北 修二君  
熊谷 弘君 下条進一郎君  
鈴木 正一君 高橋 圭三君  
衛藤征士郎君 岩崎 純三君  
伊江 朝雄君 浅野 弘君  
長谷川 信君 後藤 正夫君  
糸山英太郎君 遠藤 要君  
吉田 実君 寺下 岩藏君  
平井 卓志君 世耕 政隆君  
小林 国司君 中山 太郎君  
片山 正英君 梶木 又三君  
藤井 丙午君 嶋崎 均君  
土屋 義彦君 長田 裕二君  
木村 睦男君 八木 一郎君  
塚田十一郎君 熊谷太三郎君  
源田 実君 郡 祐一君  
二木 謙吾君 加藤 武徳君  
小澤 太郎君 園田 清充君  
丸茂 重貞君 山東 昭子君  
坂元 親男君 亀井 久興君  
中村 太郎君 宮田 輝君  
三浦 八水君 前田 勲男君  
岩上 二郎君 山本 富雄君  
田代由紀男君 真鍋 賢二君  
高平 公友君 竹内 深君

中村 啓一君 成相 善十君  
野呂田芳成君 福島 茂夫君  
戸塚 進也君 上條 勝久君  
堀内 俊夫君 森下 泰君  
望月 邦夫君 藤川 一秋君  
福岡日出麿君 鳩山威一郎君  
細川 護熙君 斎藤 十朗君  
青井 政美君 井上 吉夫君  
石破 二郎君 大島 友治君  
大鷹 淑子君 植木 光教君  
稻嶺 一郎君 初村滝一郎君  
上田 稔君 山崎 竜男君  
増田 盛君 鈴木 省吾君  
徳永 正利君 江藤 智君  
大谷藤之助君 鍋島 直紹君  
岩動 道行君 町村 金玉君  
西村 尚治君 藤田 正明君  
楠 正俊君 最上 進君  
佐々木 満君 円山 雅也君  
増岡 康治君 堀江 正夫君  
降矢 敬雄君 有田 一寿君  
森田 重郎君 野末 陳平君  
林 寛子君 藤井 裕久君  
降矢 敬義君 高杉 勉忠君  
村沢 牧君 勝又 武一君  
桑野 章君 夏目 忠雄君  
永野 厳雄君 高橋 誉富君  
広田 幸一君 矢田部 理君

佐藤 信二君 岡田 広君  
斎藤栄三郎君 坂野 重信君  
片山 基市君 目黒今朝次郎君  
石本 茂君 久米健太郎君  
菅野 儀作君 山内 一郎君  
安永 英雄君 竹田 四郎君  
大塚 喬君 玉置 和郎君  
内藤誉三郎君 金井 元彦君  
瀬谷 英行君 山崎 昇君  
小野 明君 坂倉 藤吾君  
佐藤 三吾君 下田 京子君  
佐藤 昭夫君 大森 昭君  
松前 達郎君 穂山 篤君  
山中 郁子君 安武 洋子君  
内藤 功君 安恒 良一君  
吉田 正雄君 大木 正吾君  
丸谷 金保君 香脱タケ子君  
小巻 敏雄君 福岡 知之君  
森下 昭司君 対馬 孝且君  
神谷信之助君 赤桐 操君  
小山 一平君 寺田 熊雄君  
立木 洋君 橋本 敦君  
小谷 守君 川村 清一君  
田中寿美子君 野口 忠夫君  
栗原 俊夫君 西ヶ久保重光君  
市川 正一君 渡辺 武君  
秋山 長造君 村田 秀三君  
吉田忠三郎君 戸叶 武君



昭和五十四年六月一日 参議院會議録第十六号 議長の報告事項

する法律の一部を改正する法律案(第八十四回国会閣法第四二号)可決報告書

昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書議決報告書

昭和五十四年度国有財産増減及び現在額計算書議決報告書

昭和五十四年度国有財産無償貸付状況計算書議決報告書

昭和五十二年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)議決報告書

昭和五十二年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)及び昭和五十二年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額總調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)議決報告書

昭和五十二年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)、昭和五十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)及び昭和五十二年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額總調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)議決報告書

昭和五十二年一般会計国庫債務負担行為總調書、昭和五十二年度特別会計国庫債務負担行為總調書及び昭和五十二年一般会計国庫債務負担行為總調書(その1)議決報告書

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 元号法案(閣法第一号)の審査に資する。

一、派遣委員

第一班 松垣徳太郎 林 道

向井 長年 片岡 勝治

黒柳 明 秦 豊

山崎 昇 岡田 広

原 文兵衛 山中 郁子

森田 重郎

議長の報告事項

一、派遣地 第一班 大阪府

第二班 北海道

一、期間 両班とも六月一日及び二日の二日間

一、費用 概算五五九、六〇〇円

右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八

十條の二により承認を求めます。

昭和五十四年五月二十九日

参議院議長 安井 謙殿

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員新谷貢三郎

君の辞任を許可しその補欠として左記の者を選任

した旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判長

及び衆議院事務総長に通知した。

記

同日本院は、宇宙開発委員会委員に吉謙雅夫君を

任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通

知した。

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を

改正する法律

林業等振興資金融通暫定措置法

蘭糸価格安定法の一部を改正する法律

雇用保険法等の一部を改正する法律

港灣労働法の一部を改正する法律

去る五月三十一日議長において、次のとおり常任

文教委員

辞任 堀見 俊二君

補欠 成相 善十君

藤井 丙午君

吉田 実君

社会労働委員

辞任 井上 計君

補欠 柄谷 道一君

井上 計君

補欠 井上 計君

補欠 井上 計君

補欠 井上 計君

補欠 井上 計君

補欠 井上 計君

補欠 井上 計君

補欠 井上 計君

補欠 井上 計君

補欠 井上 計君

補欠 井上 計君

補欠 井上 計君

補欠 井上 計君

補欠 井上 計君

補欠 井上 計君

補欠 井上 計君

補欠 井上 計君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

教育交流計画に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件

電波法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを衆議院に付託した。

産地中小企業対策臨時措置法案

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

貸金業の規制等に関する法律案(高島修君外四名提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

農業青年基金法の一部を改正する法律案可決報告書

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称 日本専売公社法等の一部を改正する法律案(閣法第七号)

一、公聴会の問題 日本専売公社法等の一部を改正する法律案について

一、開会の日 昭和五十四年六月六日

右のとおり議決した。よつて参議院規則第六十二條により承認を求めます。

昭和五十四年五月三十一日

大蔵委員長 坂野 重信

参議院議長 安井 謙殿

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

教育交流計画に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件

電波法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを衆議院に付託した。

産地中小企業対策臨時措置法案

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

貸金業の規制等に関する法律案(高島修君外四名提出)